

令和6年度第2回袖ヶ浦市国民健康保険運営協議会会議次第

日時 令和6年8月8日（木）

午後2時から

場所 市役所北庁舎3階中会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

- （1）令和5年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計決算（案）について
- （2）袖ヶ浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- （3）その他

4 その他

5 閉 会

**令和5年度
袖ヶ浦市国民健康保険
特別会計決算（案）について**

袖ヶ浦市 市民子育て部 保険年金課

1 令和5年度決算について

○歳入歳出決算額について

(1) 歳入決算額

60億6,028万6千円

(前年度比 7,599万5千円減 (1.2%減))

(2) 歳出決算額

60億5,663万6千円

(前年度比 4,246万4千円減 (0.7%減))

(3) 歳入歳出収支額

365万円

○主な歳入歳出の内容等について

(1) 国民健康保険税額

11億1,389万3千円

(前年度比 1億4,577万円減 (11.6%減))

(2) 保険給付費額

40億9,651万5千円

(前年度比 8,607万7千円減 (2.1%減))

(3) 被保険者数 (年度平均)

12,112人

(前年度比693人減 (5.4%減))

(4) 一人当たり保険税調定額 (現年度分)

93,477円

(前年度比3,773円減 (3.9%減))

(5) 保険税収納率 (現年度分)

94.63%

(前年度比1.36ポイント減)

(6) 一人当たり医療費 (一般被保険者分)

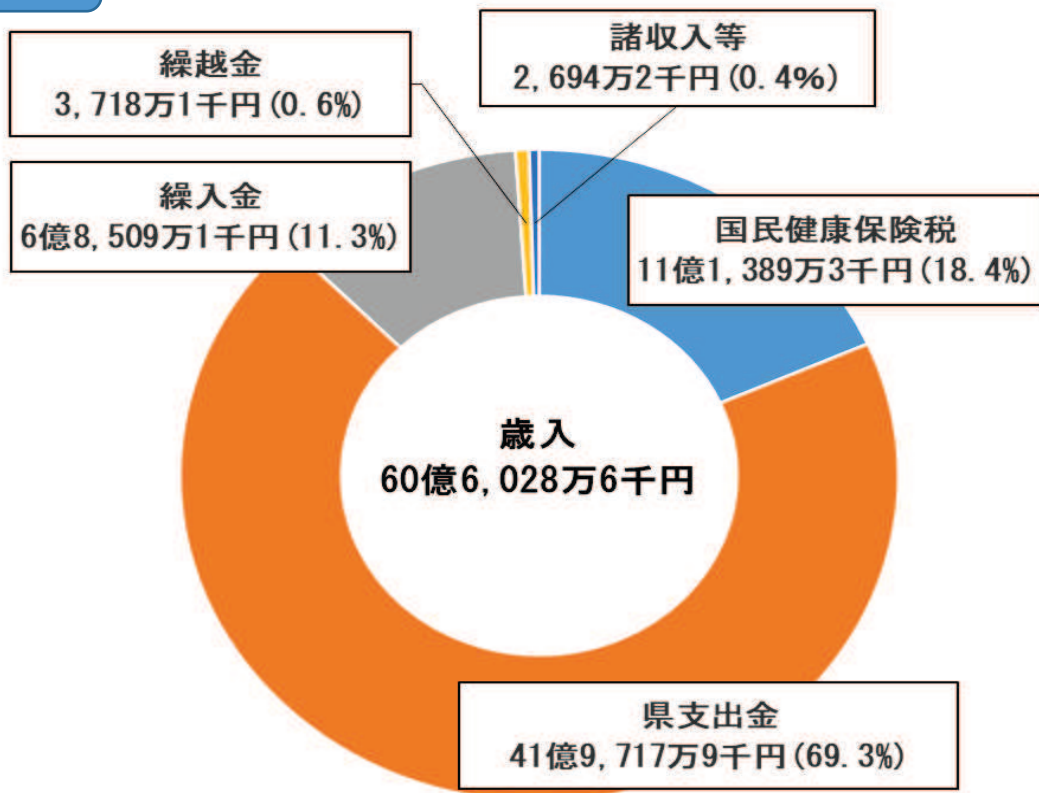
294,472円

(前年度比10,000円増 (3.5%増))

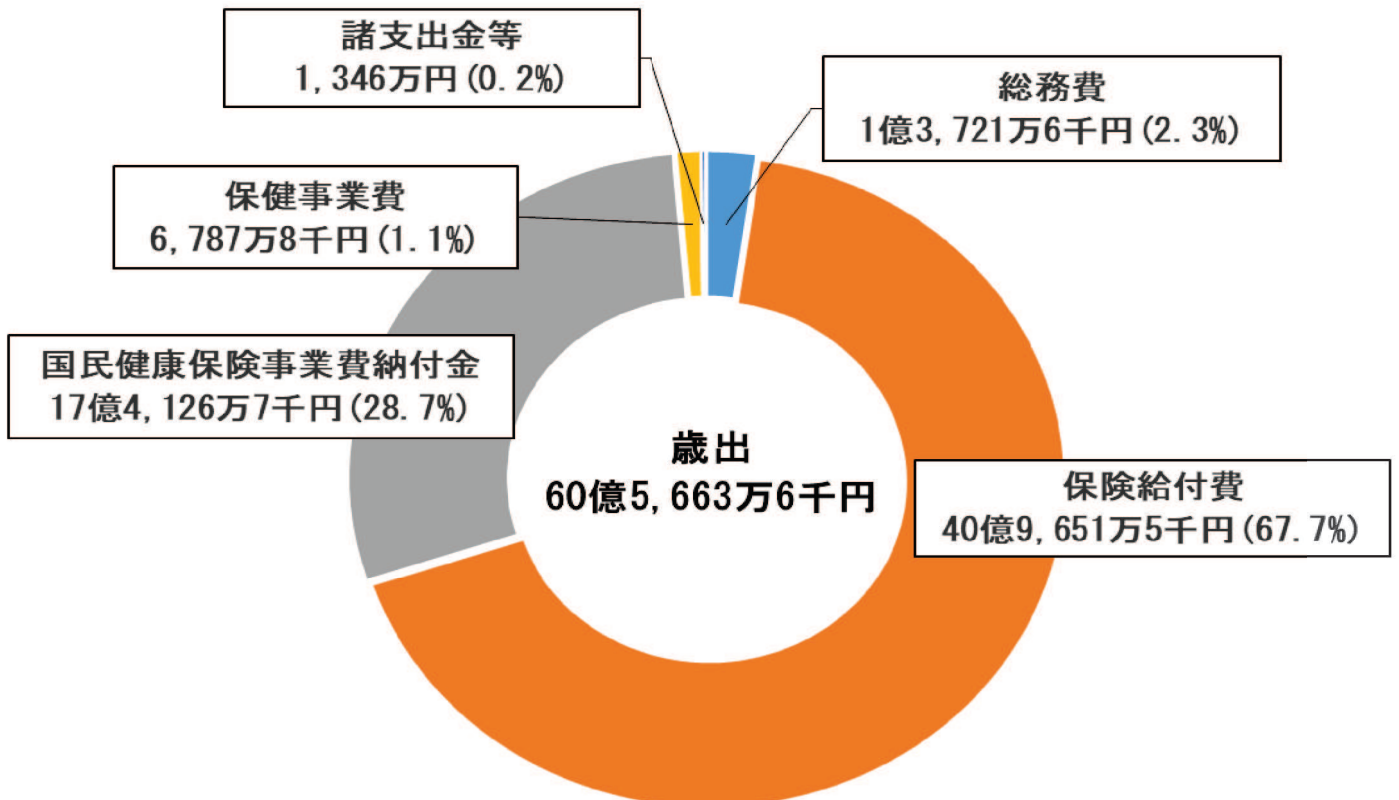
2 令和5年度決算における国保財政の内訳について

() 内は構成比

歳入



歳出



3 令和5年度歳入決算(案)について

(単位:千円)

区 分	予算現額 (A)	収入済額 (B)	予算現額と収入 済額との比較 (B)－(A)	R4 決算額 (C)	増減額 (B)－(C)	備考(増減理由等)
国民健康保険税	1,129,451	1,113,893	△ 15,558	1,259,663	△ 145,770	令和4年10月から社会保険の適用が拡大されたこと、 団塊の世代が後期高齢者医療保険へ移行したことにより、 被保険者数減少したため1億4,577万円の減 (11.6%減)となった。
使用料及び手数料	0	0	0	0	0	
国庫支出金	294	225	△ 69	0	225	・出産育児一時金臨時補助金 111千円 ・社会保障・税番号制度システム整備 114千円
県支出金	4,294,684	4,197,179	△ 97,505	4,259,815	△ 62,636	
財産収入	4	4	0	4	0	・財政調整基金積立金利子 4,306円
繰入金	693,071	685,091	△ 7,980	526,485	158,606	・他会計繰入金 420,174千円 ・基金繰入金 264,917千円
繰越金	37,180	37,181	1	54,721	△ 17,540	
諸収入	26,796	26,713	△ 83	35,594	△ 8,881	
合 計	6,181,480	6,060,286	△ 121,194	6,136,281	△ 75,995	

※ 表示単位未満を四捨五入しています。このため、計算の積み上げと合計が一致しない場合があります。

4 令和5年度歳出決算(案)について

(単位:千円)

区 分	予算現額 (A)	支出済額 (B)	予算現額と支出 済額との比較 (A)－(B)	R4 決算額 (C)	増減額 (B)－(C)	備考(増減理由等)
総務費	141,684	137,216	4,468	128,293	8,923	人件費の増加に伴う増。
保険給付費	4,203,459	4,096,515	106,944	4,182,592	△ 86,077	被保険者数の減に伴う減。
国民健康保険事業費納付金	1,741,268	1,741,267	1	1,707,156	34,111	県広域化により平成30年度から新設。県が財政運営の責任主体となり保険給付費を支払う代わりに、被保険者数、所得の見込額、医療費水準の調整により市町村に割り振り、市が納付する。
共同事業拠出金	3	0	3	0	0	
財政安定化基金拠出金	0	0	0	0	0	
保健事業費	71,718	67,878	3,840	70,446	△ 2,568	特定健康診査等事業費の減に伴う減。
基金積立金	3,725	3,724	1	5,477	△ 1,753	条例に基づく前年度繰越金の10/100の積立てと積立金利子。
公債費	0	0	0	0	0	
諸支出金	10,133	10,037	96	5,137	4,900	国民健康保険税還付金及び補助金等償還金
予備費	9,490	0	9,490	0	0	
合 計	6,181,480	6,056,636	124,844	6,099,101	△ 42,465	

令和5年度国民健康保険特別会計決算

1 歳入

(単位:円)

区 分	予算現額 (A)	収入済額 (B)	予算現額と収入済 額との比較 (B)－(A)	R4決算額 (C)	増減額 (B)－(C)	備 考
1国民健康保険税	1,129,451,000	1,113,892,733	△ 15,558,267	1,259,662,982	△ 145,770,249	(現年度分) 調定額 1,132,191千円 一世帯当たり 139,622円 一人当たり 93,477円 収入済額 1,071,344千円 収納率 94.63% (滞納繰越分) 調定額 131,688千円 収入済額 42,549千円 収納率 32.31% 不納欠損額(現年＋滞納) 17,089千円
1国民健康保険税	1,129,451,000	1,113,892,733	△ 15,558,267	1,259,662,982	△ 145,770,249	
1一般被保険者国民健康保険税	1,129,451,000	1,113,892,733	△ 15,558,267	1,259,408,363	△ 145,515,630	
1医療給付費分現年課税分	780,828,000	768,225,240	△ 12,602,760	859,003,068	△ 90,777,828	
2後期高齢者支援金分現年課税分	235,363,000	231,553,869	△ 3,809,131	257,536,343	△ 25,982,474	
3介護納付金分現年課税分	73,194,000	71,564,761	△ 1,629,239	78,863,850	△ 7,299,089	
4医療給付費分滞納繰越分	28,331,000	29,645,169	1,314,169	45,673,577	△ 16,028,408	
5後期高齢者支援金分滞納繰越分	8,082,000	8,616,281	534,281	12,629,526	△ 4,013,245	
6介護納付金分滞納繰越分	3,653,000	4,287,413	634,413	5,701,999	△ 1,414,586	
2退職被保険者等国民健康保険税	0	0	0	254,619	△ 254,619	
1医療給付費分現年課税分	0	0	0	0	0	
2後期高齢者支援金分現年課税分	0	0	0	0	0	
3介護納付金分現年課税分	0	0	0	0	0	
4医療給付費分滞納繰越分	0	0	0	171,884	△ 171,884	
5後期高齢者支援金分滞納繰越分	0	0	0	45,328	△ 45,328	
6介護納付金分滞納繰越分	0	0	0	37,407	△ 37,407	
2使用料及び手数料	0	0	0	0	0	
1手数料	0	0	0	0	0	
1総務手数料	0	0	0	0	0	
1証明手数料	0	0	0	0	0	
3国庫支出金	294,000	225,000	△ 69,000	0	225,000	出産育児一時金及びマイナ ンバー関係補助金の増。
1国庫補助金	294,000	225,000	△ 69,000	0	225,000	
1災害臨時特例補助金	0	0	0	0	0	
1災害臨時特例補助金	0	0	0	0	0	
2出産育児一時金臨時補助金	180,000	111,000	△ 69,000	－	皆増	
1出産育児一時金臨時補助金	180,000	111,000	－	－	皆増	
3社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	114,000	114,000	0	－	皆増	
1社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	114,000	114,000	0	－	皆増	
2社会保障・税番号制度関係補助金	0	0	0	0	0	
1社会保障・税番号制度関係補助金	0	0	0	0	0	
4県支出金	4,294,684,000	4,197,178,909	△ 97,505,091	4,259,814,640	△ 62,635,731	保険給付費の減に伴う県支 出金(普通交付金)の減。
1県負担金・補助金	4,294,684,000	4,197,178,909	△ 97,505,091	4,259,814,640	△ 62,635,731	
1保険給付費等交付金	4,294,684,000	4,197,178,909	△ 97,505,091	4,259,814,640	△ 62,635,731	
1普通交付金	4,179,651,000	4,083,240,909	△ 96,410,091	4,151,205,640	△ 67,964,731	
2特別交付金	115,033,000	113,938,000	△ 1,095,000	108,609,000	5,329,000	
5財産収入	4,000	4,306	306	3,950	356	財政調整基金積立金の定期 運用
1財産運用収入	4,000	4,306	306	3,950	356	
1利子及び配当金	4,000	4,306	306	3,950	356	
1利子及び配当金	4,000	4,306	306	3,950	356	(一般会計繰入金の内訳) ・法定繰入金 396,269,452円 ・法定外繰入金 23,905,000円 (財政調整基金決算時残高) 178,955,982円
6繰入金	693,071,000	685,091,452	△ 7,979,548	526,484,586	158,606,866	
1他会計繰入金	428,154,000	420,174,452	△ 7,979,548	448,942,586	△ 28,768,134	
1一般会計繰入金	428,154,000	420,174,452	△ 7,979,548	448,942,586	△ 28,768,134	
1保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	152,677,000	152,676,900	△ 100	154,145,600	△ 1,468,700	
2保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	93,247,000	93,246,307	△ 693	97,978,250	△ 4,731,943	
3未就学児均等割保険税	2,011,000	2,010,934	△ 66	2,090,619	△ 79,685	
4職員給与費等繰入金	123,135,000	119,508,046	△ 3,626,954	115,060,569	4,447,477	
5出産育児一時金等繰入金	12,600,000	8,298,666	△ 4,301,334	8,129,557	169,109	
6財政安定化支援事業繰入金	20,465,000	20,465,083	83	20,899,086	△ 434,003	
7保健事業費繰入金	23,905,000	23,905,000	0	25,638,905	△ 1,733,905	
8その他一般会計繰入金	0	0	0	25,000,000	皆減	
9産前産後保険税繰入金	114,000	63,516	△ 50,484	－	皆増	
2基金繰入金	264,917,000	264,917,000	0	77,542,000	187,375,000	
1国民健康保険財政調整基金繰入金	264,917,000	264,917,000	0	77,542,000	187,375,000	
1国民健康保険財政調整基金繰入金	264,917,000	264,917,000	0	77,542,000	187,375,000	
7繰越金	37,180,000	37,180,623	623	54,721,134	△ 17,540,511	前年度繰越金
1繰越金	37,180,000	37,180,623	623	54,721,134	△ 17,540,511	
1その他繰越金	37,180,000	37,180,623	623	54,721,134	△ 17,540,511	
1その他繰越金	37,180,000	37,180,623	623	54,721,134	△ 17,540,511	

区 分	予算現額 (A)	収入済額 (B)	予算現額と収入済 額との比較 (B) - (A)	R4決算額 (C)	増減額 (B) - (C)	備 考
8諸収入	26,796,000	26,713,010	△ 82,990	35,593,840	△ 8,880,830	
1延滞金加算金及び過料	19,001,000	18,124,589	△ 876,411	28,105,189	△ 9,980,600	
1一般被保険者延滞金	19,000,000	18,124,589	△ 875,411	28,105,189	△ 9,980,600	
1一般被保険者延滞金	19,000,000	18,124,589	△ 875,411	28,105,189	△ 9,980,600	
2退職被保険者等延滞金	0	0	0	0	0	
1退職被保険者等延滞金	0	0	0	0	0	
3過料	1,000	0	△ 1,000	0	0	
1過料	1,000	0	△ 1,000	0	0	
2雑入	7,795,000	8,588,421	793,421	7,488,651	1,099,770	(第三者納付金の内訳)
1一般被保険者第三者納付金	3,000,000	3,239,186	239,186	5,642,550	△ 2,403,364	・一般被保険者 8件
1一般被保険者第三者納付金	3,000,000	3,239,186	239,186	5,642,550	△ 2,403,364	・退職被保険者等 0件
2退職被保険者等第三者納付金	0	0	0	0	0	(返納金の内訳)
1退職被保険者等第三者納付金	0	0	0	0	0	・一般被保険者 105件
3一般被保険者返納金	4,756,000	5,311,068	555,068	1,823,814	3,487,254	・退職被保険者等 0件
1一般被保険者返納金	4,756,000	5,311,068	555,068	1,811,347	3,499,721	
2一般被保険者返納金(滞納分)	0	0	0	12,467	△ 12,467	
4退職被保険者等返納金	0	0	0	2,408	△ 2,408	
1退職被保険者等返納金	0	0	0	2,408	△ 2,408	
2退職被保険者等返納金(滞納分)	0	0	0	0	0	
5雑入	39,000	38,167	△ 833	19,879	18,288	
1雑入	1,000	0	△ 1,000	0	0	
2会計年度任用職員雇用保険料	38,000	38,157	157	19,879	18,278	
3指定公費	0	0	0	0	0	
4複写機利用料	0	10	10	0	10	
合 計	6,181,480,000	6,060,286,033	△ 121,193,967	6,136,281,132	△ 75,995,099	

一般会計

(単位:円)

区 分	予算現額 (A)	収入済額 (B)	予算現額と収入済 額との比較 (B) - (A)	R4決算額 (C)	増減額 (B) - (C)	備 考
16国庫支出金	47,685,000	47,660,378	△ 24,622	50,034,434	△ 2,374,056	
1国庫負担金	47,685,000	47,660,378	△ 24,622	50,034,434	△ 2,374,056	
1民生費国庫負担金	47,685,000	47,660,378	△ 24,622	50,034,434	△ 2,374,056	
4国民健康保険基金安定負担金(保険者支援分)	46,623,000	46,623,153	153	48,989,125	△ 2,365,972	
7未就学児均等割保険税負担金	1,005,000	1,005,467	467	1,045,309	△ 39,842	
8産前産後保険税負担金	57,000	31,758	△ 25,242	-	皆増	
17県支出金	138,348,000	138,337,863	△ 10,137	140,626,416	△ 2,288,553	
1県負担金	138,348,000	138,337,863	△ 10,137	140,626,416	△ 2,288,553	
2民生費県負担金	138,348,000	138,337,863	△ 10,137	140,626,416	△ 2,288,553	
3国民健康保険基金安定負担金(保険税軽減分)	114,507,000	114,507,675	675	115,609,200	△ 1,101,525	
4国民健康保険基金安定負担金(保険者支援分)	23,311,000	23,311,576	576	24,494,562	△ 1,182,986	
8未就学児均等割保険税負担金	502,000	502,733	733	522,654	△ 19,921	
9産前産後保険税負担金	28,000	15,879	△ 12,121	-	皆増	
合 計	186,033,000	185,998,241	△ 34,759	190,660,850	△ 4,662,609	

財政調整基金の状況

(単位:円)

4年度末残高	440,148,676
5年度積立額	3,724,306
5年度取崩額	264,917,000
5年度末現在高	178,955,982

令和5年度国民健康保険特別会計決算

2 歳出

(単位:円)

区 分	予算現額 (A)	支出済額 (B)	予算現額と支出済 額との比較 (A) - (B)	R4決算額 (C)	増減額 (B) - (C)	備 考
1総務費	141,684,000	137,215,660	4,468,340	128,292,558	8,923,102	(加入状況(平均)) ・世帯数 8,109世帯 ・被保険者数 12,112人 うち一般 12,112人 うち退職 0人
1総務管理費	134,140,000	130,804,694	3,335,306	123,209,086	7,595,608	
1一般管理費	132,267,000	128,932,394	3,334,606	121,297,686	7,634,708	
1-3国保事務費	42,724,000	40,808,333	1,915,667	39,188,985	1,619,348	
3-1一般職人件費	89,543,000	88,124,061	1,418,939	82,108,701	6,015,360	
2連合会負担金	1,873,000	1,872,300	700	1,911,400	△ 39,100	
1-1千葉県国保団体連合会負担金	1,873,000	1,872,300	700	1,911,400	△ 39,100	
2徴税費	7,214,000	6,104,756	1,109,244	4,892,692	1,212,064	
1賦課徴収費	7,214,000	6,104,756	1,109,244	4,892,692	1,212,064	
1-2賦課事務費	3,061,000	3,051,275	9,725	2,315,635	735,640	
1-3徴収事務費	4,153,000	3,053,481	1,099,519	2,577,057	476,424	
3運営協議会費	330,000	306,210	23,790	190,780	115,430	(人件費の内容) 職員 13名 保険年金課 8名 納税課 3名 健康推進課 2名
1運営協議会費	330,000	306,210	23,790	190,780	115,430	
1-1国保運営協議会運営費	330,000	306,210	23,790	190,780	115,430	
2保険給付費	4,203,459,000	4,096,514,763	106,944,237	4,182,591,876	△ 86,077,113	(医療給付の状況) ・一般被保険者 294,472円／人 (レセプト等審査件数) ・診療報酬 220,777件 ・療養費 768件 ・柔整療養費 1,971件 計 223,486件
1療養諸費	3,660,114,000	3,575,178,663	84,935,337	3,651,491,825	△ 76,313,162	
1一般被保険者療養給付費	3,627,242,000	3,547,157,100	80,084,900	3,622,600,196	△ 75,443,096	
1-1一般被保険者療養給付費	3,627,242,000	3,547,157,100	80,084,900	3,622,600,196	△ 75,443,096	
2退職被保険者等療養給付費	50,000	0	50,000	0	0	
1-1退職被保険者等療養給付費	50,000	0	50,000	0	0	
3一般被保険者療養費	23,509,000	19,490,071	4,018,929	20,067,847	△ 577,776	
1-1一般被保険者療養費	23,509,000	19,490,071	4,018,929	20,067,847	△ 577,776	
4退職被保険者等療養費	1,000	0	1,000	0	0	
1-1退職被保険者等療養費	1,000	0	1,000	0	0	
5審査支払手数料	9,312,000	8,531,492	780,508	8,823,782	△ 292,290	
1-1診療報酬審査支払い手数料	9,312,000	8,531,492	780,508	8,823,782	△ 292,290	
2高額療養費	519,437,000	504,389,003	15,047,997	513,515,018	△ 9,126,015	(高額介護合算の支給件数) ・一般被保険者 21件 ・退職被保険者等 0件 (移送費件数) ・一般被保険者 0件 ・退職被保険者等 0件 (出産育児一時金の支給件数等) ・支給件数 28件 ・支給単価 50万円 (葬祭費の支給件数等) ・支給件数 88件 ・支給単価 5万円 (傷病手当金の支給件数) ・支給件数 4件
1一般被保険者高額療養費	518,736,000	503,756,593	14,979,407	512,979,140	△ 9,222,547	
1-1一般被保険者高額療養費	518,736,000	503,756,593	14,979,407	512,979,140	△ 9,222,547	
2退職被保険者等高額療養費	1,000	0	1,000	0	0	
1-1退職被保険者等高額療養費	1,000	0	1,000	0	0	
3一般被保険者高額介護合算療養費	700,000	632,410	67,590	535,878	96,532	
1-1一般被保険者高額介護合算療養費	700,000	632,410	67,590	535,878	96,532	
4退職被保険者等高額介護合算療養費	0	0	0	0	0	
1-1退職被保険者等高額介護合算療養費	0	0	0	0	0	
3移送費	100,000	0	100,000	0	0	
1一般被保険者移送費	100,000	0	100,000	0	0	
1-1一般被保険者移送費	100,000	0	100,000	0	0	
2退職被保険者等移送費	0	0	0	0	0	
1-1退職被保険者等移送費	0	0	0	0	0	
4出産育児諸費	18,908,000	12,452,830	6,455,170	12,199,796	253,034	R5 143,764円／人 R4 133,319円／人 R3 127,501円／人 県広域化に伴い、市から県に納付する。
1出産育児一時金	18,908,000	12,452,830	6,455,170	12,199,796	253,034	
1-1出産育児一時金	18,908,000	12,452,830	6,455,170	12,199,796	253,034	
5葬祭諸費	4,700,000	4,400,000	300,000	4,200,000	200,000	
1葬祭費	4,700,000	4,400,000	300,000	4,200,000	200,000	
1-1葬祭費	4,700,000	4,400,000	300,000	4,200,000	200,000	
6傷病手当諸費	200,000	94,267	105,733	1,185,237	△ 1,090,970	
1傷病手当金	200,000	94,267	105,733	1,185,237	△ 1,090,970	
1-1傷病手当金	200,000	94,267	105,733	1,185,237	△ 1,090,970	
3国民健康保険事業費納付金	1,741,268,000	1,741,266,835	1,165	1,707,155,835	34,111,000	
1医療給付費分	1,155,586,000	1,155,585,654	346	1,148,441,465	7,144,189	
1一般被保険者医療給付費分	1,155,555,988	1,155,555,642	346	1,148,441,465	7,114,177	
1-1一般被保険者医療給付費分	1,155,555,988	1,155,555,642	346	1,148,441,465	7,114,177	
2退職被保険者等医療給付費分	30,012	30,012	0	0	30,012	
2-1退職被保険者等医療給付費分	30,012	30,012	0	0	30,012	
2後期高齢者支援金等分	585,682,000	585,681,181	819	558,714,370	26,966,811	
1一般被保険者後期高齢者支援金等分	445,280,000	445,279,894	106	405,798,140	39,481,754	
1-1一般被保険者後期高齢者支援金等分	445,280,000	445,279,894	106	405,798,140	39,481,754	
2退職被保険者等後期高齢者支援金等分	5,000	5,000	0	0	5,000	
2-1退職被保険者等後期高齢者支援金等分	5,000	5,000	0	0	5,000	
3介護納付金分	140,397,000	140,396,287	713	152,916,230	△ 12,519,943	
3-1介護納付金分	140,397,000	140,396,287	713	152,916,230	△ 12,519,943	

区 分	予算現額 (A)	支出済額 (B)	予算現額と支出済 額との比較 (A)－(B)	R4決算額 (C)	増減額 (B)－(C)	備 考
4共同事業拠出金	3,000	215	2,785	145	70	
1共同事業拠出金	3,000	215	2,785	145	70	退職被保険者遡及適用者の 事務費負担金
1その他共同事業拠出金	3,000	215	2,785	145	70	
1-1年金受給者リスト経費	3,000	215	2,785	145	70	
5財政安定化基金拠出金	0	0	0	0	0	
1財政安定化基金拠出金	0	0	0	0	0	
1財政安定化基金拠出金	0	0	0	0	0	
1-1財政安定化基金拠出金	0	0	0	0	0	
6保健事業費	71,718,000	67,877,672	3,840,328	70,445,920	△ 2,568,248	(特定健康診査等事業費の内容) ・受診率 48.4% ・受診対象者 8,503人 ・受診者数 4,114人 ※R6.5時点暫定値
1特定健康診査等事業費	51,964,000	50,278,839	1,685,161	52,498,195	△ 2,219,356	
1特定健康診査等事業費	51,964,000	50,278,839	1,685,161	52,498,195	△ 2,219,356	
1-1特定健康診査等事業費	48,318,000	46,965,317	1,352,683	49,578,846	△ 2,613,529	
2-1特定保健指導等事業費	3,646,000	3,313,522	332,478	2,919,349	394,173	(医療費通知の内容) 30,723通(年3回)
2保健事業費	19,754,000	17,598,833	2,155,167	17,947,725	△ 348,892	(差額通知の内訳) 704通(年2回)
1疾病予防費	19,754,000	17,598,833	2,155,167	17,947,725	△ 348,892	(健康診査助成の内容) 677人
1-1医療費通知事業	2,119,000	1,953,490	165,510	2,057,530	△ 104,040	
1-3健康診査助成事業	17,382,000	15,441,400	1,940,600	15,682,090	△ 240,690	
1-4慢性腎臓病予防連携事業	253,000	203,943	49,057	208,105	△ 4,162	
7基金積立金	3,725,000	3,724,306	694	5,476,950	△ 1,752,644	
1基金積立金	3,725,000	3,724,306	694	5,476,950	△ 1,752,644	
1国保財政調整基金積立金	3,725,000	3,724,306	694	5,476,950	△ 1,752,644	
1-1国保財政調整基金積立金	3,725,000	3,724,306	694	5,476,950	△ 1,752,644	
8公債費	0	0	0	0	0	一時借入金利子
1公債費	0	0	0	0	0	
1利子	0	0	0	0	0	
1-1公債費	0	0	0	0	0	
9諸支出金	10,132,638	10,036,638	96,000	5,137,225	4,899,413	
1償還金及び還付加算金	10,132,638	10,036,638	96,000	5,137,225	4,899,413	
1一般被保険者保険税還付金	8,809,638	8,728,638	81,000	4,703,225	4,025,413	(国庫補助金等償還金の内訳) ・特定健康診査等負担金 県繰入金分 654,000円 国庫負担分 654,000円
1-1還付金	8,709,638	8,701,738	7,900	4,678,225	4,023,513	
1-2還付加算金	100,000	26,900	73,100	25,000	1,900	
2退職被保険者等保険税還付金	15,000	0	15,000	0	0	
1-1還付金	10,000	0	10,000	0	0	
1-2還付加算金	5,000	0	5,000	0	0	
3償還金	1,308,000	1,308,000	0	434,000	874,000	
1-1国庫補助金等償還金	1,308,000	1,308,000	0	434,000	874,000	
10予備費	9,490,362	0	9,490,362	0	0	
1予備費	9,490,362	0	9,490,362	0	0	
1予備費	9,490,362	0	9,490,362	0	0	
1-1予備費	9,490,362	0	9,490,362	0	0	
合 計	6,181,480,000	6,056,636,089	124,843,911	6,099,100,509	△ 42,464,420	

一般会計

(単位:円)

区 分	予算現額 (A)	支出済額 (B)	予算現額と支出済 額との比較 (A)－(B)	R4決算額 (C)	増減額 (B)－(C)	備 考
3民生費	428,154,000	420,174,452	7,979,548	448,942,586	△ 28,768,134	
1社会福祉費	428,154,000	420,174,452	7,979,548	448,942,586	△ 28,768,134	
1社会福祉総務費	428,154,000	420,174,452	7,979,548	448,942,586	△ 28,768,134	
7-1国民健康保険特別会計繰出金	428,154,000	420,174,452	7,979,548	448,942,586	△ 28,768,134	
合 計	428,154,000	420,174,452	7,979,548	448,942,586	△ 28,768,134	

3 収支

(単位:円)

歳入総額	6,060,286,033
歳出総額	6,056,636,089
歳入歳出差引額	3,649,944

令和6年度版

袖ヶ浦市国民健康保険の運営状況

令和6年8月8日

袖ヶ浦市 市民子育て部 保険年金課

袖ヶ浦市国民健康保険の運営状況について.....	1
1. 国民健康保険加入の状況.....	2
2. 国保世帯の所得構成について	4
3. 医療費等保険給付の推移について	4
4. 年齢階層別医療費について	5
5. 医療費の推移について	6
6. 高額療養費の推移について	7
7. 病類別疾病(大分類)に係る医療費の占める割合について.....	9
8. 病類別疾病(大分類)に係る医療費の推移について	10
9. 病類別疾病(中分類)に係る医療費(各年度2月診療分)の比較	11
10. 身体障害者・児手帳所持者の推移について.....	11
11. 病類別疾病(中分類)に係る医療費の推移について.....	12
12. 年齢階層別の病類別疾病(中分類)医療費上位5疾病について.....	13
13. ジェネリック医薬品の使用状況について.....	14
14. 国民健康保険特別会計の予算決算について.....	15
15. 被保険者に係る所得割算定基礎額の推移について.....	17
16. 1世帯・1人当たりの基準所得額の推移について	17
17. 国保世帯における軽減割合及び世帯数について.....	18
18. 当初賦課時点における年度集計について.....	19
19. 国民健康保険税の改定状況について.....	20

袖ヶ浦市国民健康保険の運営状況について

国民健康保険は、日本の社会保障制度の中核である国民皆保険制度を支える重要な基盤であり、被用者保険に加入する者や生活保護受給者、後期高齢者医療制度の対象者を除く全ての者を被保険者とする公的医療保険制度である。

国民健康保険は、従来から無職者・非正規雇用労働者等の低所得者の加入者が多く、年齢構成が高いなどの理由により、国民健康保険の運営は厳しい状況に置かれてきた。

このような状況を踏まえ、平成30年4月から県が財政運営の責任主体となり(以下「広域化」という。)、保険給付費に相当する費用は県が各市町村へ支払い、市町村は保険税収入等を財源として県が決定した国保事業費納付金を県に納付する仕組みに変更された。

しかしながら社会保険の適用拡大等により被保険者は減少し、所得200万円以下の世帯が全体の64.35%となっている。被保険者数の減少や所得割算定基礎金額の減少に伴い、国民健康保険税の調定額は年々減少している状況である。

そのような状況の中、本市では、広域化に際し千葉県が策定した「千葉県国民健康保険運営方針」に鑑み、令和2年3月に、令和2年度から令和5年度までを対象期間とする「袖ヶ浦市国民健康保険財政運営方針」を策定した。同方針は令和5年度末で終期を迎えたことから、千葉県の次期運営方針や今後の財政状況を見極め、令和6年度以降の国保財政運営方針を令和6年3月に策定した。

また、決算補填等を目的とした一般会計からの法定外繰入金令和4年度をもって解消したことから、引き続き歳入の確保及び歳出の適正化を通じて、持続可能で安定的な国民健康保険の運営を目指していくものである。

○参考 袖ヶ浦市年齢別人口の推移・推計

令和元年から令和5年までの各年10月1日現在の袖ヶ浦市の人口及び「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」での令和5年の人口推計結果は以下のとおり。

令和元年に26.5%であった高齢化率が令和5年では26.9%に増加しており、令和5年はさらに27.1%に上昇する見込みである。

(単位:人)

区分	実績値(10/1現在)					推計値	参考値
	R01年	R02年	R03年	R04年	R05年	R06年	R07年
総人口	64,225	64,884	65,254	65,619	65,926	66,032	66,139
0～39歳	26,016	26,236	26,302	26,335	26,370	26,234	26,098
40～64歳	21,164	21,303	21,350	21,550	21,800	21,896	21,993
65～74歳	9,367	9,446	9,529	9,178	8,707	8,414	8,121
75歳以上	7,678	7,899	8,073	8,556	9,049	9,488	9,927
高齢化率	26.5%	26.7%	27.0%	27.0%	26.9%	27.1%	27.3%

「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」より

少子・高齢化が進展していく中で、国立社会保障・人口問題研究所による出生率と生存率を用いた推計結果では、全人口に占める65歳以上人口は、高齢者人口のピークを迎えると予測されている令和7年には27.3%となる見込みである。

1. 国民健康保険加入の状況

(単位:世帯,人)

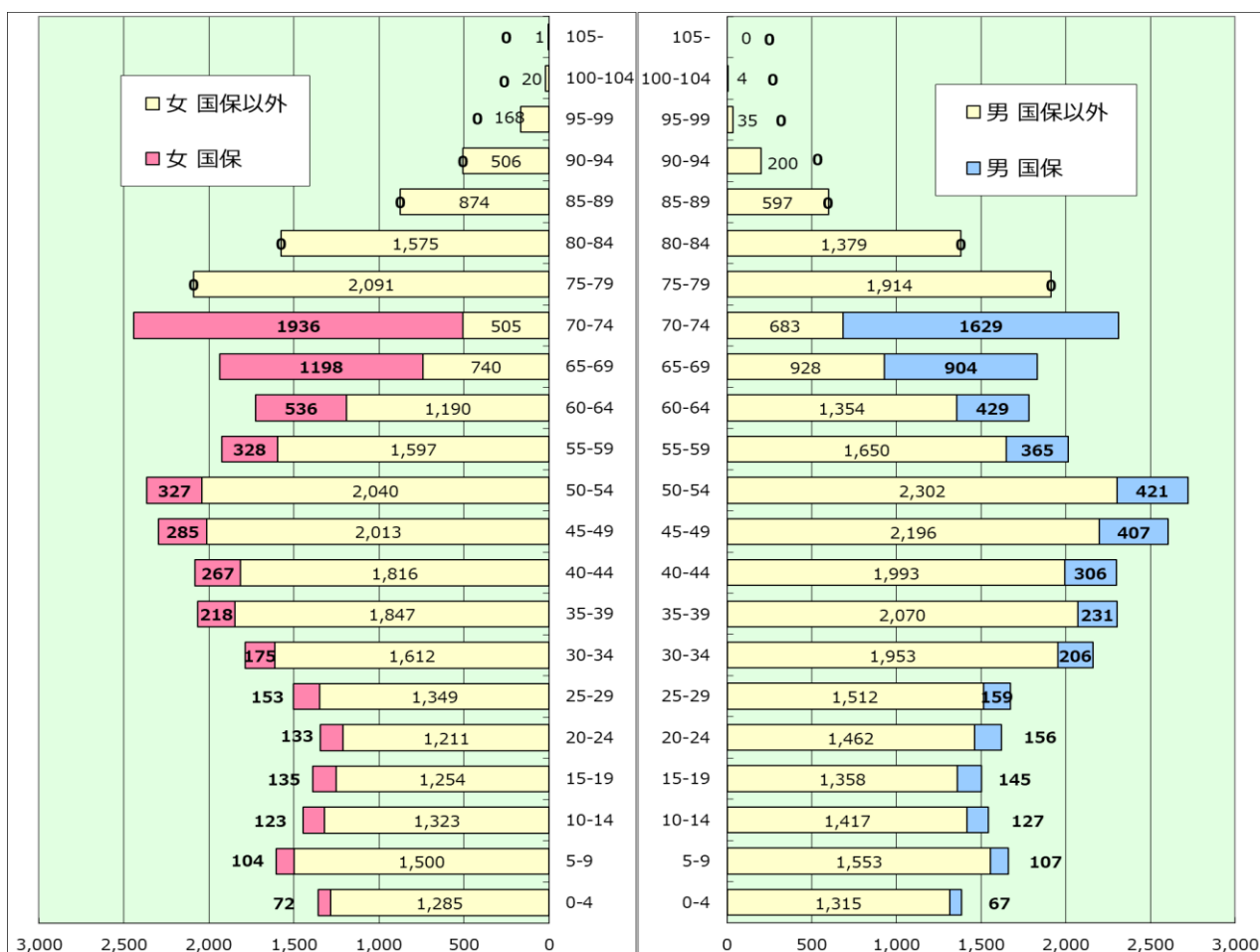
年度		30年度末	元年度末	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末
○市全体世帯数		27,136	27,826	28,389	28,799	29,276	29,697
国保加入世帯		8,669	8,577	8,569	8,403	8,219	7,889
加入割合		31.9%	30.8%	30.2%	29.2%	28.1%	26.6%
○市全体人口		63,704	64,519	65,075	65,415	65,777	66,041
被保険者		13,941	13,552	13,404	12,956	12,403	11,649
加入割合		21.9%	21.0%	20.6%	19.8%	18.9%	17.6%
内訳	(一般)	13,909	13,550	13,404	12,956	12,403	11,649
	(退職)	32	2	0	0	0	0

○年齢別人口及び国保加入者数(令和6年4月1日現在)

女

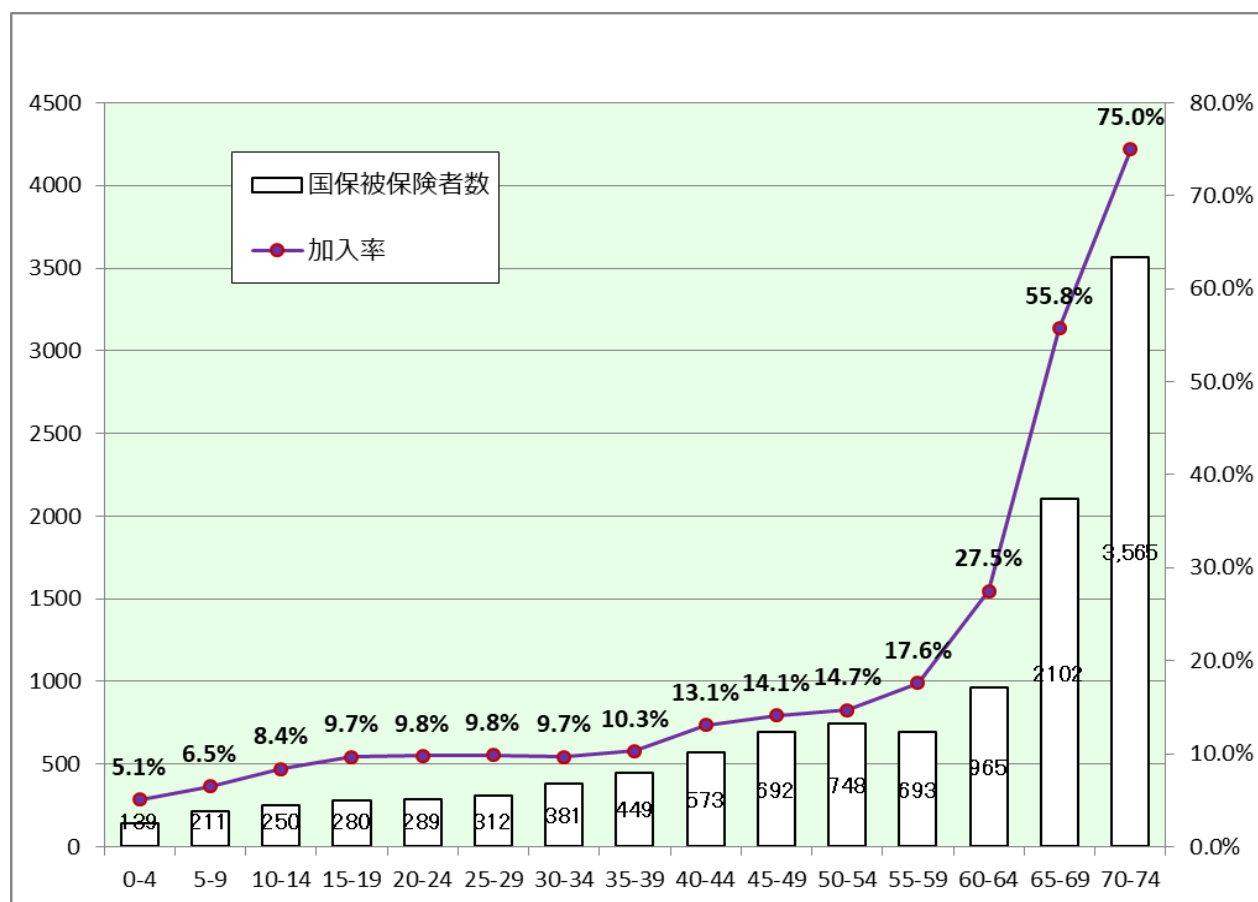
男

(単位:人)



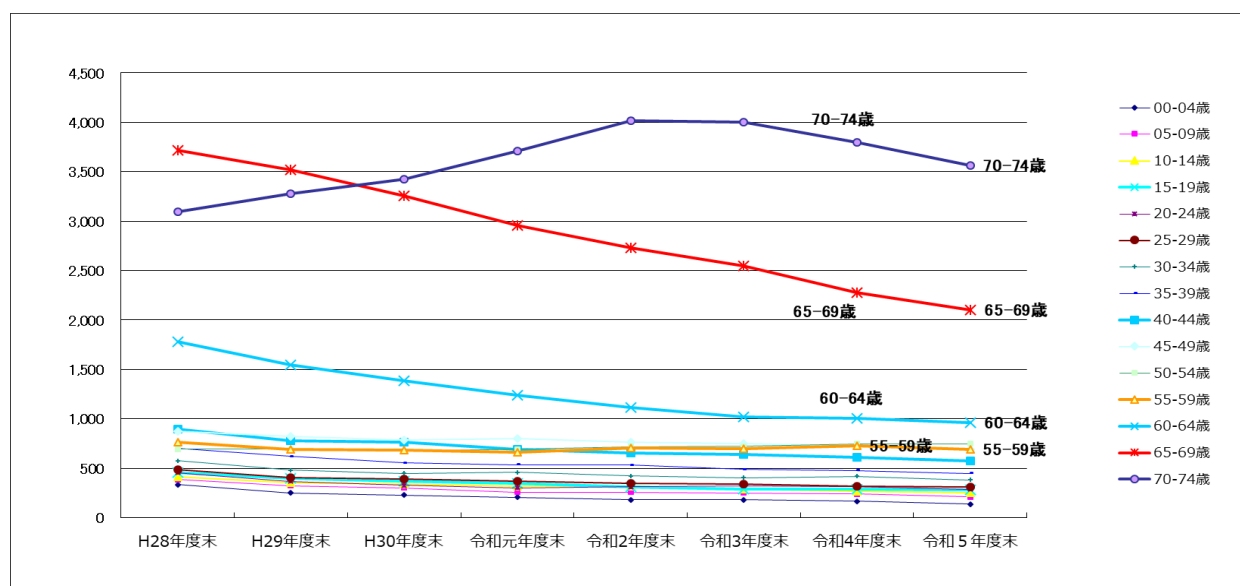
年齢別人口及び国保加入者数 (令和6年4月1日時点)
『袖ヶ浦市住民基本台帳及び国民健康保険事業月報より』

○袖ヶ浦市国民健康保険の年代別加入者数(令和6年4月1日現在) (単位:人)



40歳未満の若年層の加入率は10%前後であるが、40歳代から少しずつ増え始め、65歳以上から急激に増加している。また、加入者数も若年層では500人以下であるが、65歳以上では約2,000人以上と非常に多くなってきている。

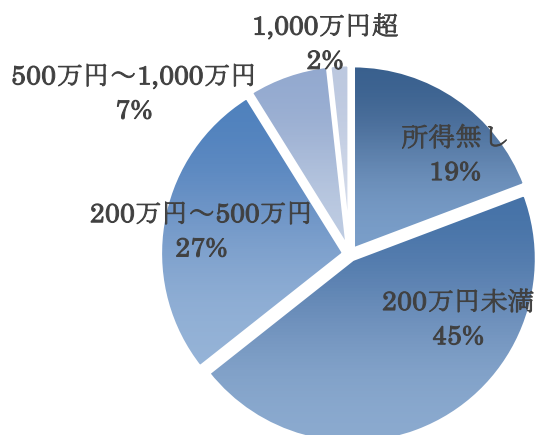
○袖ヶ浦市国民健康保険の年齢別加入者数の推移 (単位:人)



65～69歳の被保険者数は平成27年度をピークに減少している。また、70～74歳の被保険者数は令和2年度末をピークに減少している。被保険者全体が減少していることもあり、ほぼすべての年代で減少または横ばい傾向にある。

2. 国保世帯の所得構成について

(令和6年度所得: 令和6年6月1日現在)



所得区分	世帯数	割合
所得無し(※1)	1,465	19.25%
200万円未満	3,432	45.10%
200万円～500万円	2,038	26.78%
500万円～1,000万円	542	7.12%
1,000万円超	133	1.75%
合 計	7,610	100.00%

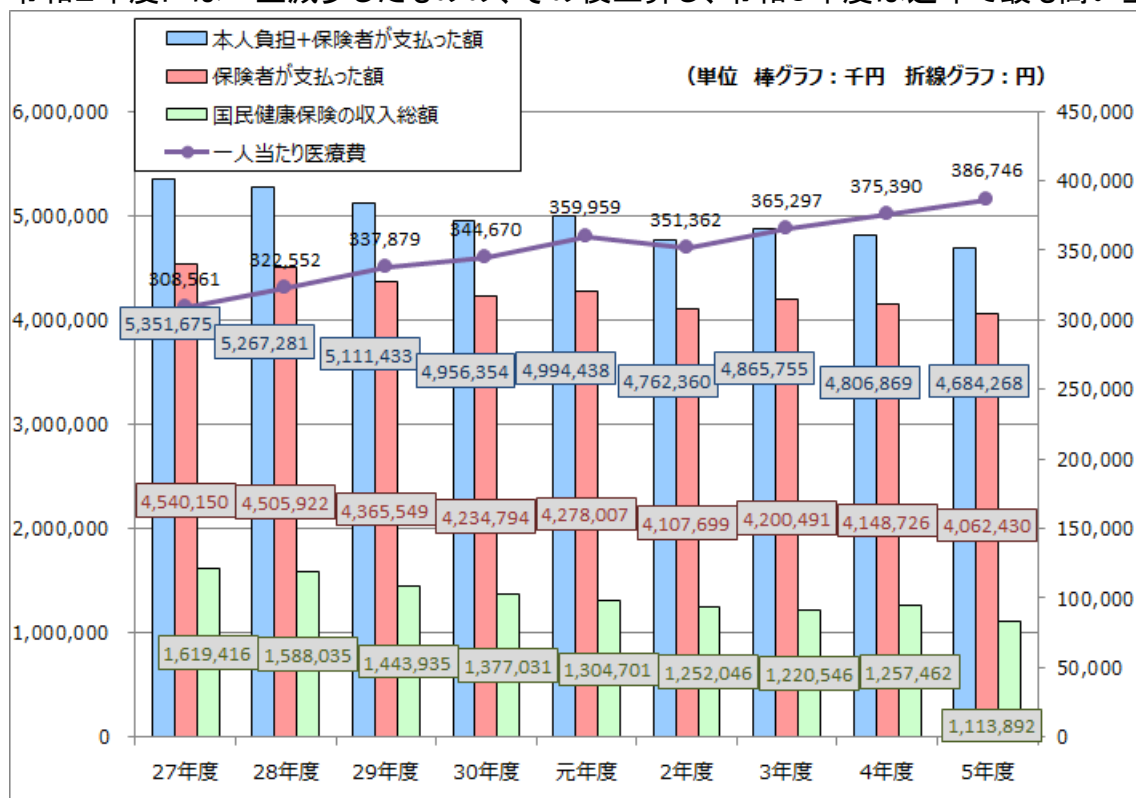
※1 所得無しの階層には未申告及び所得照会中の世帯を含む

「所得無し」の世帯は、全体の 19.25%(1,465 世帯)であり、前年同月期 17.52%(1,375 世帯)と比較して 1.73%(90 世帯)の増である。

また、「所得 200 万円未満」の世帯は、64.35%(4,897 世帯)であり、前年同月期 65.42%(5,134 世帯)と比べて、1.07%(237 世帯)の減である。

3. 医療費等保険給付の推移について

少子・高齢化の進展や医療技術の高度化等により、一人当たり医療費は近年増加傾向にあり、令和2年度には一旦減少したものの、その後上昇し、令和5年度は近年で最も高い金額となった。

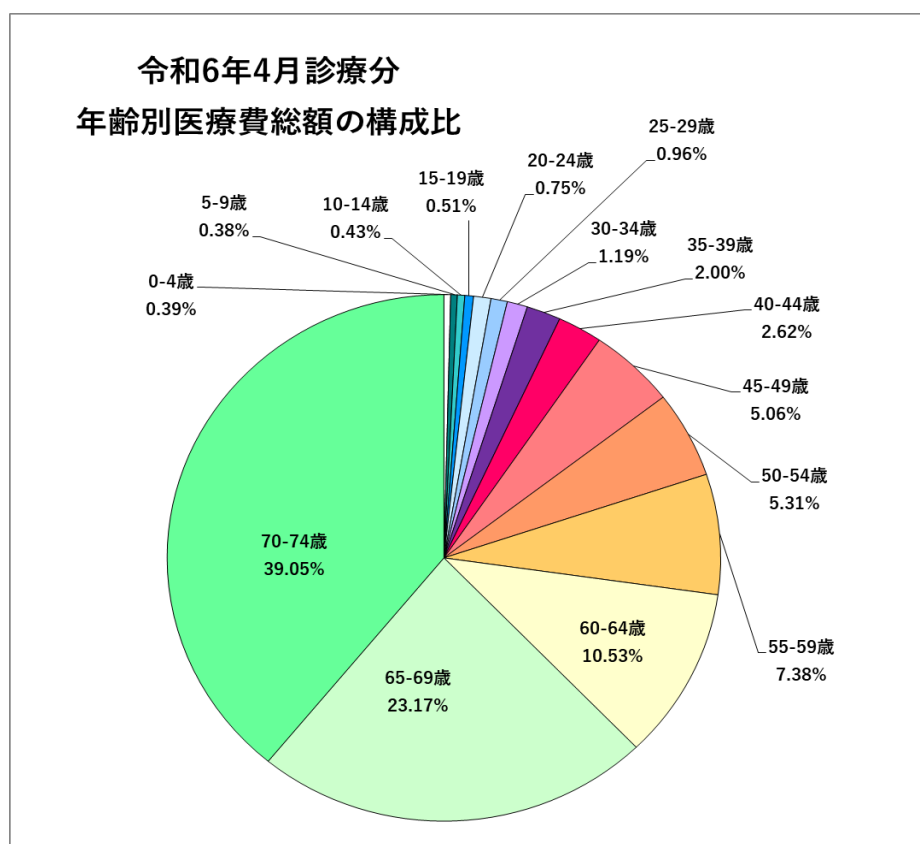
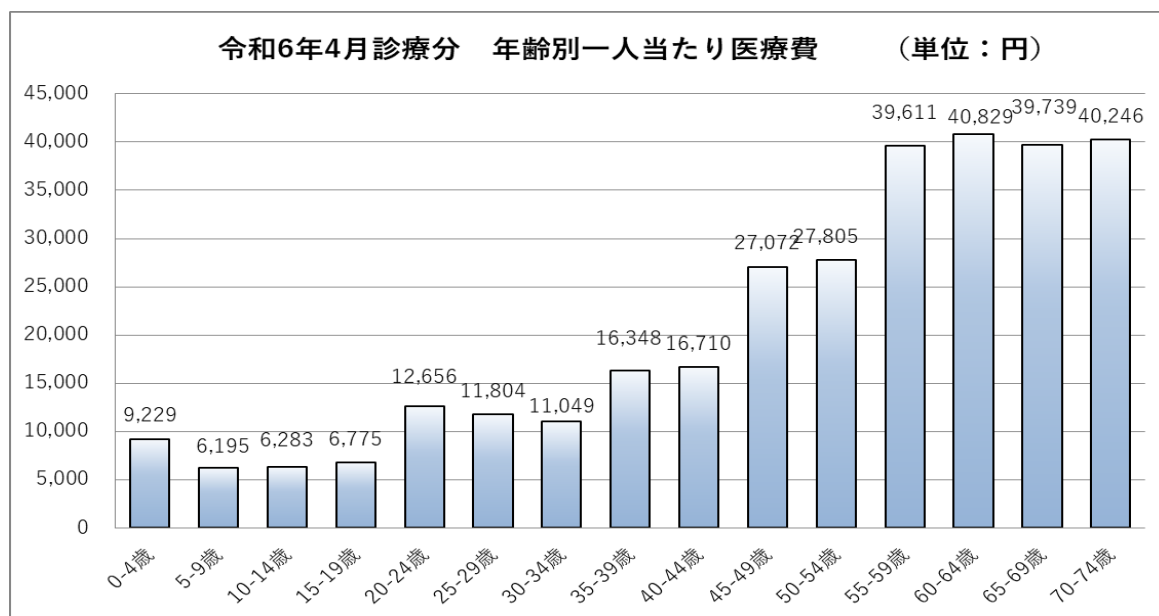


(出展)事業年報 ※保険者が支払った額は、療養給付費・療養費・高額療養費の総額

4. 年齢別医療費について

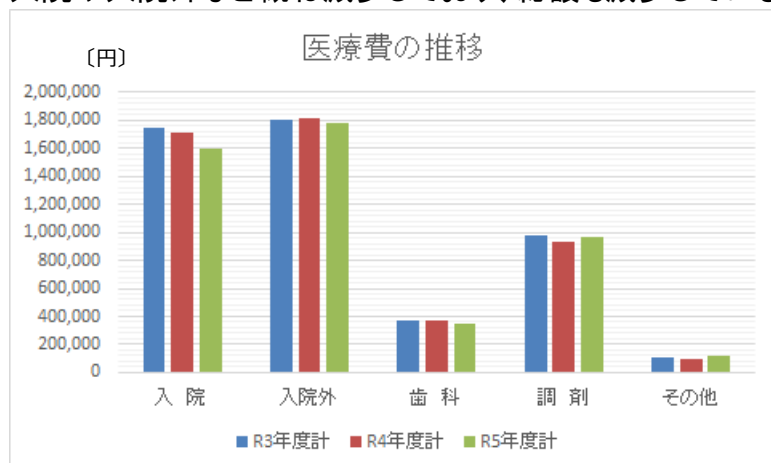
令和6年4月診療の年齢別一人当たり医療費をみると、「5歳～9歳」が最も低く6,195円、「60歳～64歳」が最も高く40,829円となっている。

なお、平均額は20,823円となっている。高齢になるにつれて、一人当たり医療費だけでなく、医療費総額も増加しており、60歳から74歳までの医療費が、令和5年4月診療全体の72.75%を占めている。



5. 医療費の推移について

入院、入院外ともに1億2千万円から1億7千万円の間で推移している。令和4年度と比較し、入院や入院外など概ね減少しており、総額も減少しているが、調剤の費用のみ増加した。



(単位：千円)

診療月	入院	入院外	歯科	調剤	その他	合 計
R4.3月	137,845	160,531	33,186	84,966	8,127	424,655
4月	130,825	158,417	30,131	80,811	7,673	407,856
5月	131,109	147,281	30,811	71,453	7,209	387,863
6月	140,496	153,358	32,262	77,292	8,020	411,428
7月	169,538	154,775	30,780	77,258	8,646	440,998
8月	165,753	151,675	28,131	83,364	8,546	437,470
9月	143,805	153,637	31,175	77,088	8,865	414,570
10月	152,711	143,926	31,873	79,059	9,799	417,369
11月	124,487	152,381	32,143	75,337	7,879	392,227
12月	139,682	152,486	30,573	82,394	8,501	413,635
R5.1月	145,222	144,255	27,613	77,130	8,648	402,868
2月	129,862	137,918	30,274	71,102	8,578	377,733
年度計	1,711,335	1,810,642	368,952	937,254	100,491	4,928,674
3月	156,210	157,106	31,972	85,014	9,945	440,247
4月	122,391	145,267	30,506	79,255	9,664	387,083
5月	153,856	146,988	29,462	76,989	9,897	417,193
6月	126,403	149,746	29,267	77,386	9,885	392,687
7月	140,205	144,143	30,042	76,597	9,291	400,279
8月	138,198	148,892	27,069	80,951	8,976	404,087
9月	136,542	151,163	28,883	81,863	9,529	407,980
10月	140,615	149,378	29,735	83,636	10,688	414,053
11月	128,175	146,266	28,628	79,291	9,439	391,799
12月	114,160	151,186	28,323	87,280	11,262	392,211
R6.1月	123,872	147,312	28,751	77,225	12,075	389,235
2月	119,751	142,214	28,330	77,583	11,513	379,390
年度計	1,600,378	1,779,661	350,969	963,070	122,166	4,816,243

本表の数値は、医療等費用の総額(10割分)(一般+退職)

※その他は食事療養費及び訪問看護費の総額

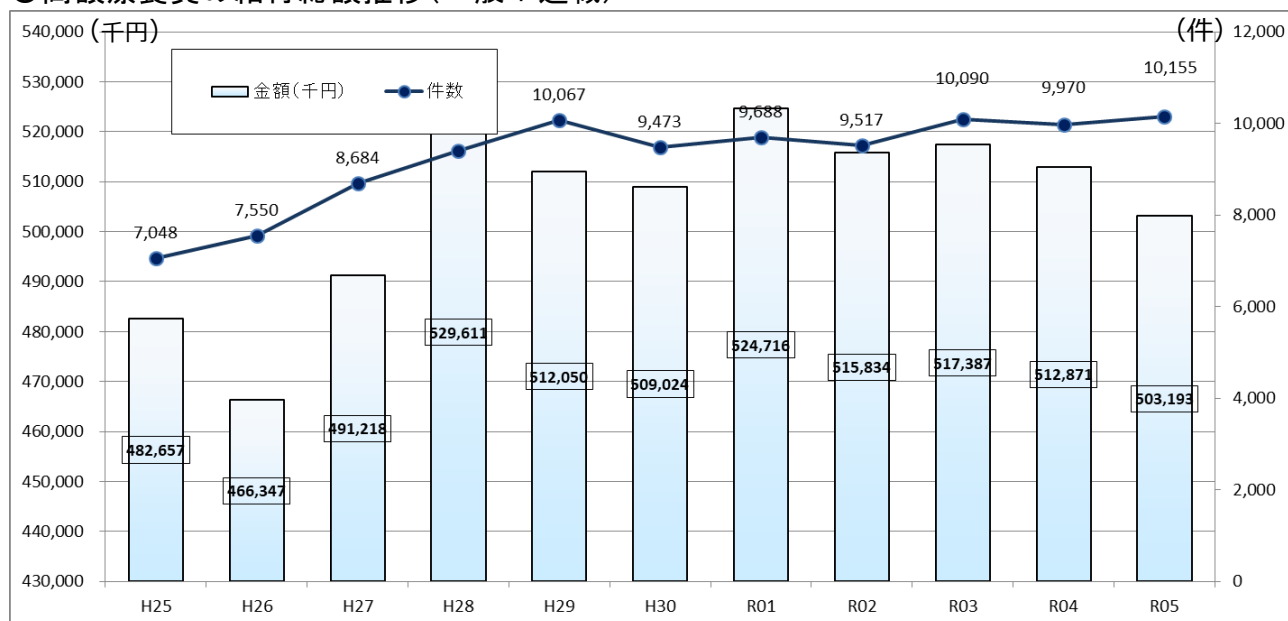
6. 高額療養費の推移について

高額療養費については、平成25年度の給付額が約4億8,265万7千円であったのに対し、令和5年度では約5億319万3千円と、この10年間で約1.04倍に増加している。

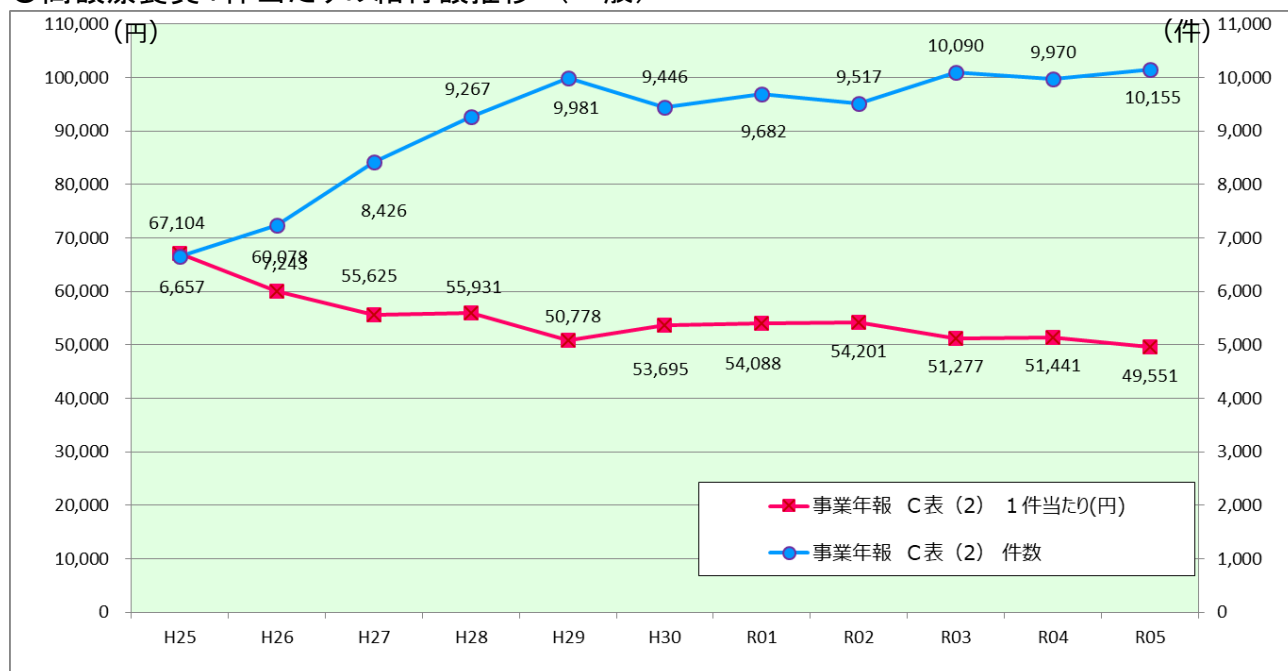
また、支給件数でも、平成25年度の7,048件から、令和5年度の10,155件と約1.44倍に増加している。

高額療養費1件当たりの給付額では、高度な医療による高額な現物給付がある一方、支給件数の大半は65歳以上の外来合算分の高額療養費となっており、1件当たりの給付額は、49,551円程となっている。

○高額療養費の給付総額推移(一般+退職)



○高額療養費1件当たりの給付額推移(一般)

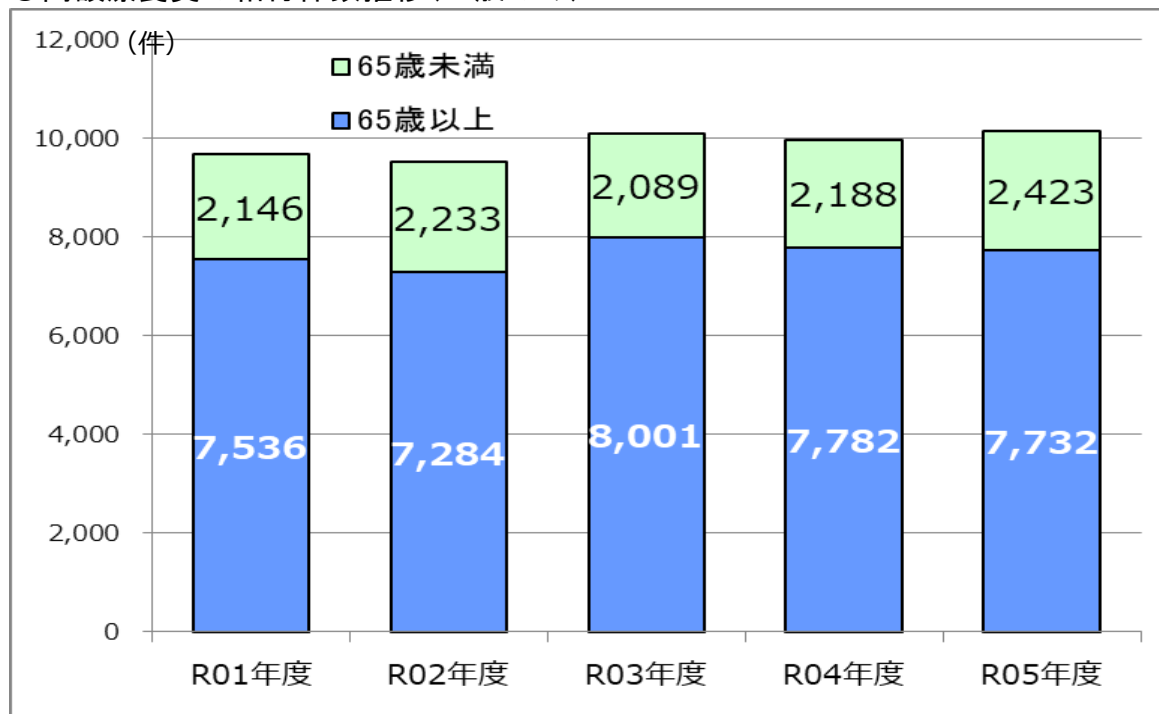


高額療養費の給付件数は、令和5年度全支給件数10,155件中、65歳以上への給付件数が7,732件と、8割近くの状態が続いている。

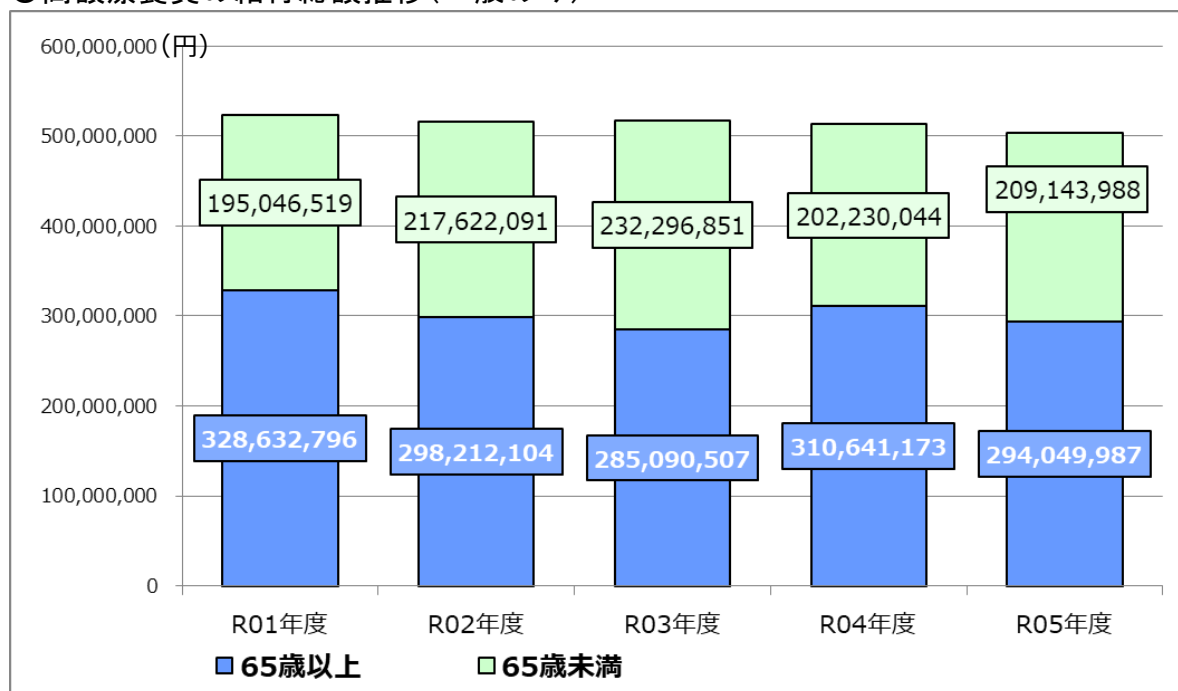
また、この数年の支給件数は1万件前後であり、高止まりの状態が続いている。

高額療養費は、件数は増加しているのも関わらず、給付総額はほぼ横ばいとなっている。

○高額療養費の給付件数推移(一般のみ)



○高額療養費の給付総額推移(一般のみ)



7. 病類別疾病(大分類)に係る医療費の占める割合について

市国保の医療費総額に占める割合が高い疾病は、①新生物(がん)、②循環器系(高血圧、脳梗塞、心臓疾患など)、③内分泌、栄養及び代謝疾患(甲状腺疾患、糖尿病など)、④筋骨格系及び結合組織の疾患(膠原病、関節リウマチなど)、⑤尿路性器系の疾患(腎不全、尿管結石など)の順となっている。

令和6年2月診療分

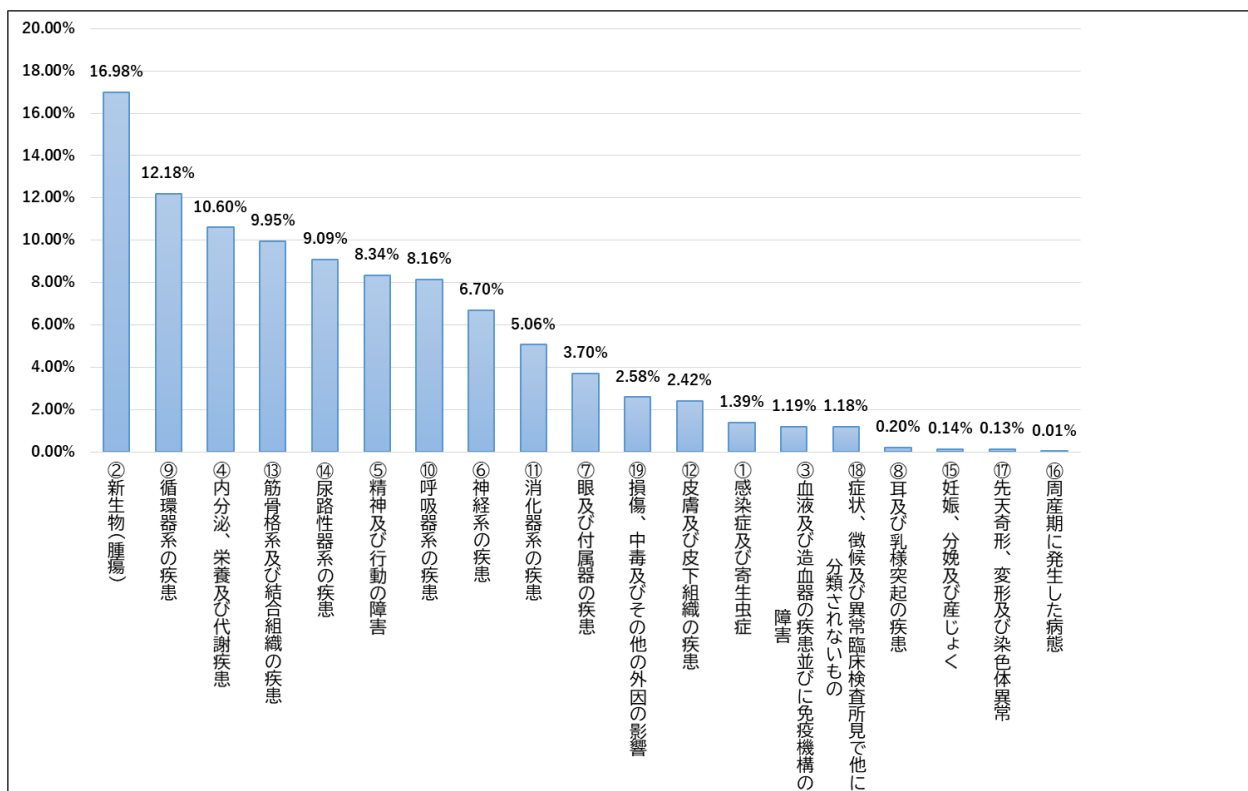
(円)

(%)

(件)

(%)

No.	疾病分類別	医療費	医療費 構成割合	レセプト件数	件数 構成割合
1	感染症及び寄生虫症	4,758,680	1.39%	219	2.29%
2	新生物<腫瘍>	58,262,180	16.98%	336	3.51%
3	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	4,080,220	1.19%	28	0.29%
4	内分泌、栄養及び代謝疾患	36,356,290	10.60%	1,457	15.24%
5	精神及び行動の障害	28,615,450	8.34%	531	5.55%
6	神経系の疾患	22,972,880	6.70%	522	5.46%
7	眼及び付属器の疾患	12,704,430	3.70%	851	8.90%
8	耳及び乳様突起の疾患	689,390	0.20%	59	0.62%
9	循環器系の疾患	41,796,280	12.18%	1,486	15.54%
10	呼吸器系の疾患	28,006,520	8.16%	915	9.57%
11	消化器系の疾患	17,349,660	5.06%	689	7.21%
12	皮膚及び皮下組織の疾患	8,308,850	2.42%	516	5.40%
13	筋骨格系及び結合組織の疾患	34,132,070	9.95%	1,034	10.82%
14	尿路性器系の疾患	31,195,050	9.09%	495	5.18%
15	妊娠、分娩及び産じょく	492,260	0.14%	10	0.10%
16	周産期に発生した病態	4,400	0.01%	1	0.01%
17	先天奇形、変形及び染色体異常	431,170	0.13%	5	0.05%
18	症状、徴候及び異常臨床検査所見で他に分類されないもの	4,033,980	1.18%	190	1.99%
19	損傷、中毒及びその他の外因の影響	8,838,980	2.58%	216	2.26%
	総計	343,028,740	100.00%	9,560	100.00%



8. 病類別疾病(大分類)に係る医療費の推移について

令和6年2月診療では、前年同月と比較し医療費総額が約1,200万円の減となった。

新生物(がん)及び呼吸器系の疾患は前年同月と比較し増加したが、循環器系(高血圧症、脳梗塞など)及び消化器系の疾患は減少している。

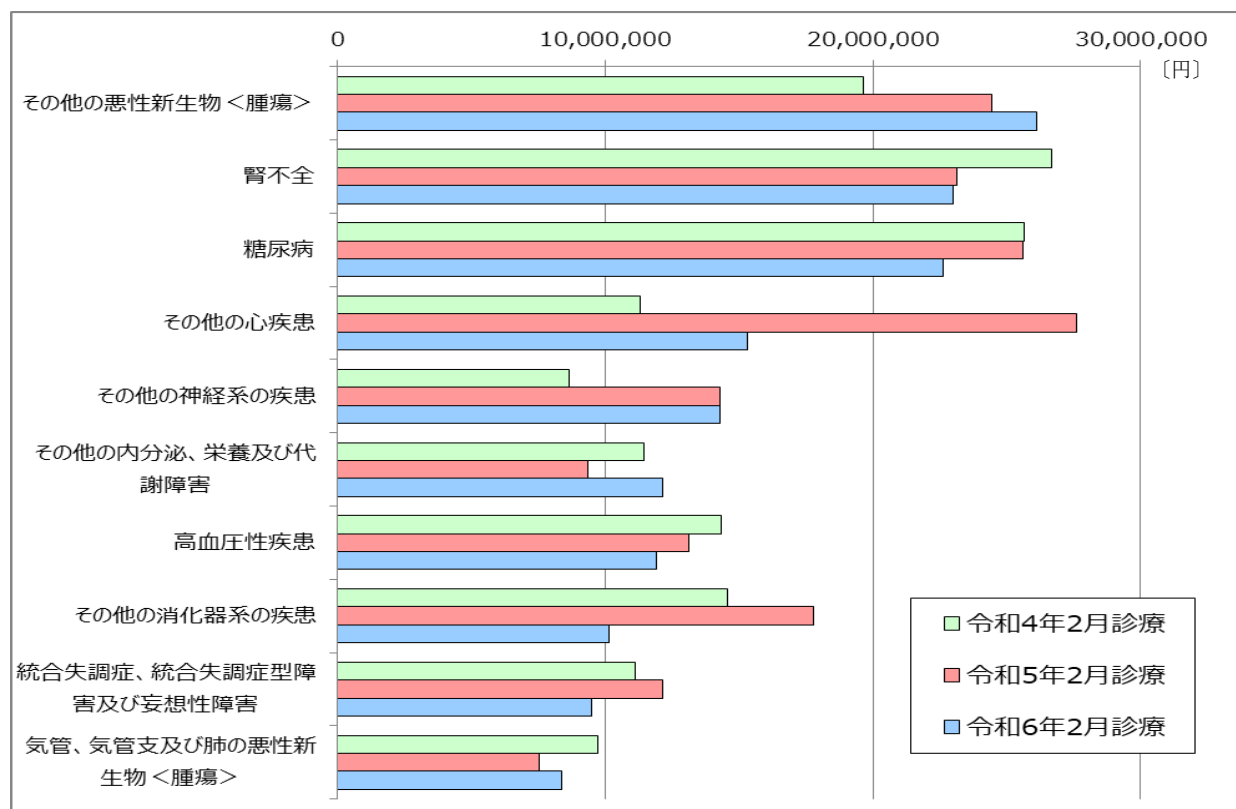
(単位:円)

大分類病類コード		令和4年2月	令和5年2月	令和6年2月
1	感染症及び寄生虫症	5,147,300	3,320,050	4,758,680
2	新生物	58,056,600	51,725,020	58,262,180
3	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	3,113,160	4,478,420	4,080,220
4	内分泌、栄養及び代謝疾患	38,446,240	36,202,120	36,356,290
5	精神及び行動の障害	27,930,550	26,065,960	28,615,450
6	神経系の疾患	19,036,090	22,188,740	22,972,880
7	眼及び付属器の疾患	13,056,130	13,118,350	12,704,430
8	耳及び乳様突起の疾患	1,237,890	1,383,430	689,390
9	循環器系の疾患	41,029,600	55,294,820	41,796,280
10	呼吸器系の疾患	16,143,050	19,795,440	28,006,520
11	消化器系の疾患	23,283,620	29,745,610	17,349,660
12	皮膚及び皮下組織の疾患	6,265,000	6,850,190	8,308,850
13	筋骨格系及び結合組織の疾患	32,400,960	37,632,720	34,132,070
14	腎尿路生殖器系の疾患	36,379,930	32,616,810	31,195,050
15	妊娠、分娩及び産じょく	2,028,250	341,390	492,260
16	周産期に発生した病態	345,310	14,080	4,400
17	先天奇形、変形及び染色体異常	1,062,870	982,380	431,170
18	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で、他に分類されないもの	4,744,670	5,019,140	4,033,980
19	損傷、中毒及びその他の外因の影響	13,917,480	8,985,510	8,838,980
	合計	343,624,700	355,760,180	343,028,740

9. 病類別疾病(中分類)に係る医療費(各年度2月診療分)の比較

令和6年2月診療は、高額な医療費が数件あったためその他の心疾患が大きく増加している。生活習慣病関連は、腎不全(2位)、糖尿病(3位)、高血圧性疾患(7位)と上位を占めているが、減少傾向にある。腎不全については多額の医療費を要しており、65歳以上の透析実施患者は横ばいに推移している。

悪性新生物(がん)については、中分類では部位ごとの統計であるため、その他の悪性新生物、気管、気管支及び肺の悪性新生物が10位以内に入っているが、大分類別疾病では1位となっている。



10. 身体障害者・児手帳所持者の推移について

令和元年度と令和5年度を比較すると、心臓機能障害が22人、腎臓機能障害が5人増加している。

(3月31日現在 単位:人)

内部障がい者内訳		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	比較 (R1とR4の比較)
心臓機能障害	18歳未満	12	11	10	11	7	-5
	18-39歳	12	12	10	12	12	0
	40-64歳	45	45	48	53	47	2
	65歳以上	236	231	246	241	261	25
	小計	305	299	314	317	327	22
腎臓機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0
	18-39歳	11	10	10	8	6	-5
	40-64歳	58	56	59	66	63	5
	65歳以上	146	147	144	137	151	5
	小計	215	213	213	211	220	5

11. 病類別疾病(中分類)に係る医療費の推移について

直近4年の2月診療での医療費上位10疾病の推移は、下表のとおり。

上位は糖尿病、腎不全などの生活習慣病が占めている一方、その他の悪性新生物(がん)にかかる治療も上位に入っている。

(単位:千点)

区分	令和3年2月診療		令和4年2月診療		令和5年2月診療		令和6年2月診療	
	疾病名	医療費	疾病名	医療費	疾病名	医療費	疾病名	医療費
1 位	腎不全	2,787	腎不全	2,666	その他の心疾患	2,761	その他の悪性新生物<腫瘍>	2,609
2 位	糖尿病	2,692	糖尿病	2,563	糖尿病	2,560	腎不全	2,300
3 位	その他の悪性新生物<腫瘍>	2,273	その他の悪性新生物<腫瘍>	1,965	その他の悪性新生物<腫瘍>	2,445	糖尿病	2,261
4 位	その他の心疾患	1,572	その他の消化器系の疾患	1,458	腎不全	2,311	その他の心疾患	1,531
5 位	高血圧性疾患	1,561	高血圧性疾患	1,435	その他の消化器系の疾患	1,776	その他の神経系の疾患	1,428
6 位	その他の神経系の疾患	1,504	その他の内分泌、栄養及び代謝障害	1,145	その他の神経系の疾患	1,428	その他の内分泌、栄養及び代謝障害	1,213
7 位	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	1,421	その他の心疾患	1,132	高血圧性疾患	1,314	高血圧性疾患	1,189
8 位	その他の内分泌、栄養及び代謝障害	1,162	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	1,114	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	1,215	その他の消化器系の疾患	1,014
9 位	気管、気管支及び肺の悪性新生物<腫瘍>	977	気管、気管支及び肺の悪性新生物<腫瘍>	971	その他の内分泌、栄養及び代謝障害	937	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	950
10 位	その他の消化器系の疾患	913	その他の神経系の疾患	863	気管、気管支及び肺の悪性新生物<腫瘍>	752	気管、気管支及び肺の悪性新生物<腫瘍>	836

(国保データベース(KDB)「疾病別医療費分類(中分類)」より)

12. 年齢別の病類別疾病(中分類)医療費上位5疾病について

令和6年2月診療分での各年齢層別での医療費上位5疾病は下表のとおり。

幼年世代では気管支炎、喘息等の呼吸器系疾患が上位を占めている。年齢があがるにつれて、統合失調症等の精神疾患や腎不全の症状が現れはじめ、60歳以上からは糖尿病が現れはじめている。

令和6年2月診療分

医療費ベース

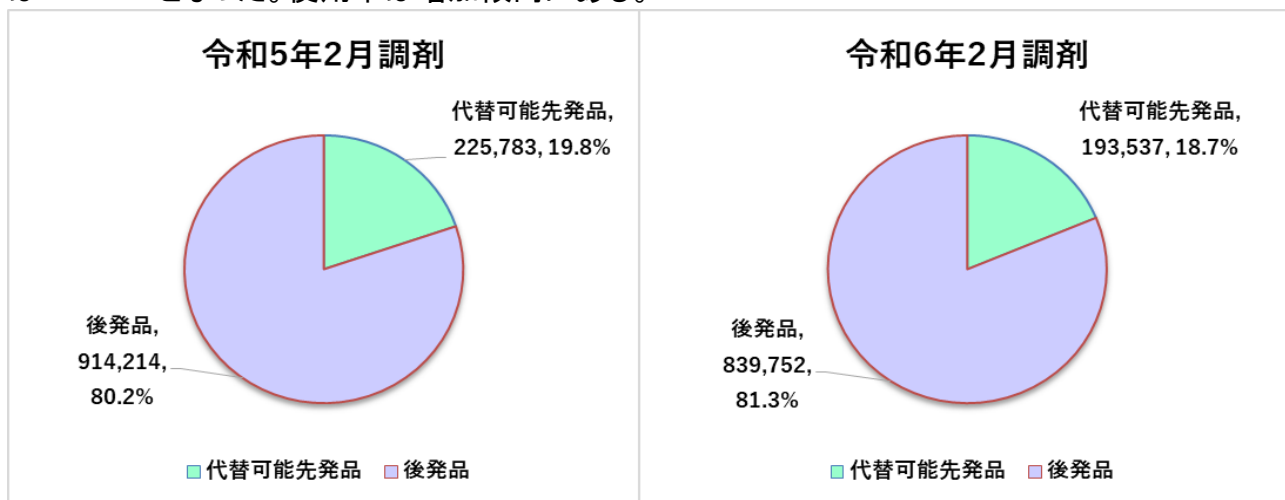
	0-4歳	5-9歳	10-14歳	15-19歳	20-24歳
1	急性咽頭炎及び急性扁桃炎	喘息	皮膚炎及び湿疹	その他の呼吸器系の疾患	その他の呼吸器系の疾患
2	急性気管支炎及び急性細気管支炎	皮膚炎及び湿疹	その他の呼吸器系の疾患	皮膚炎及び湿疹	皮膚及び皮下組織の感染症
3	心臓の先天奇形	急性咽頭炎及び急性扁桃炎	喘息	その他の皮膚及び皮下組織の疾患	その他の精神及び行動の障害
4	その他（上記以外のもの）	その他（上記以外のもの）	アレルギー性鼻炎	その他損傷及びその他外因の影響	その他の妊娠、分娩及び産じょく
5	皮膚炎及び湿疹	急性気管支炎及び急性細気管支炎	その他の精神及び行動の障害	良性新生物＜腫瘍＞及びその他の新生物＜腫瘍＞	気分（感情）障害（躁うつ病を含む）

	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳
1	白血病	その他の神経系の疾患	その他の精神及び行動の障害	その他の心疾患	腎不全
2	その他の眼及び付属器の疾患	脊椎障害（脊椎症を含む）	脳性麻痺及びその他の麻痺性症候群	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害
3	腎不全	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	気分（感情）障害（躁うつ病を含む）	その他の神経系の疾患	その他の神経系の疾患
4	その他の皮膚及び皮下組織の疾患	気分（感情）障害（躁うつ病を含む）	糖尿病	腎不全	椎間板障害
5	胃炎及び十二指腸炎	急性咽頭炎及び急性扁桃炎	その他の消化器系の疾患	知的障害（精神遅滞）	その他の消化器系の疾患

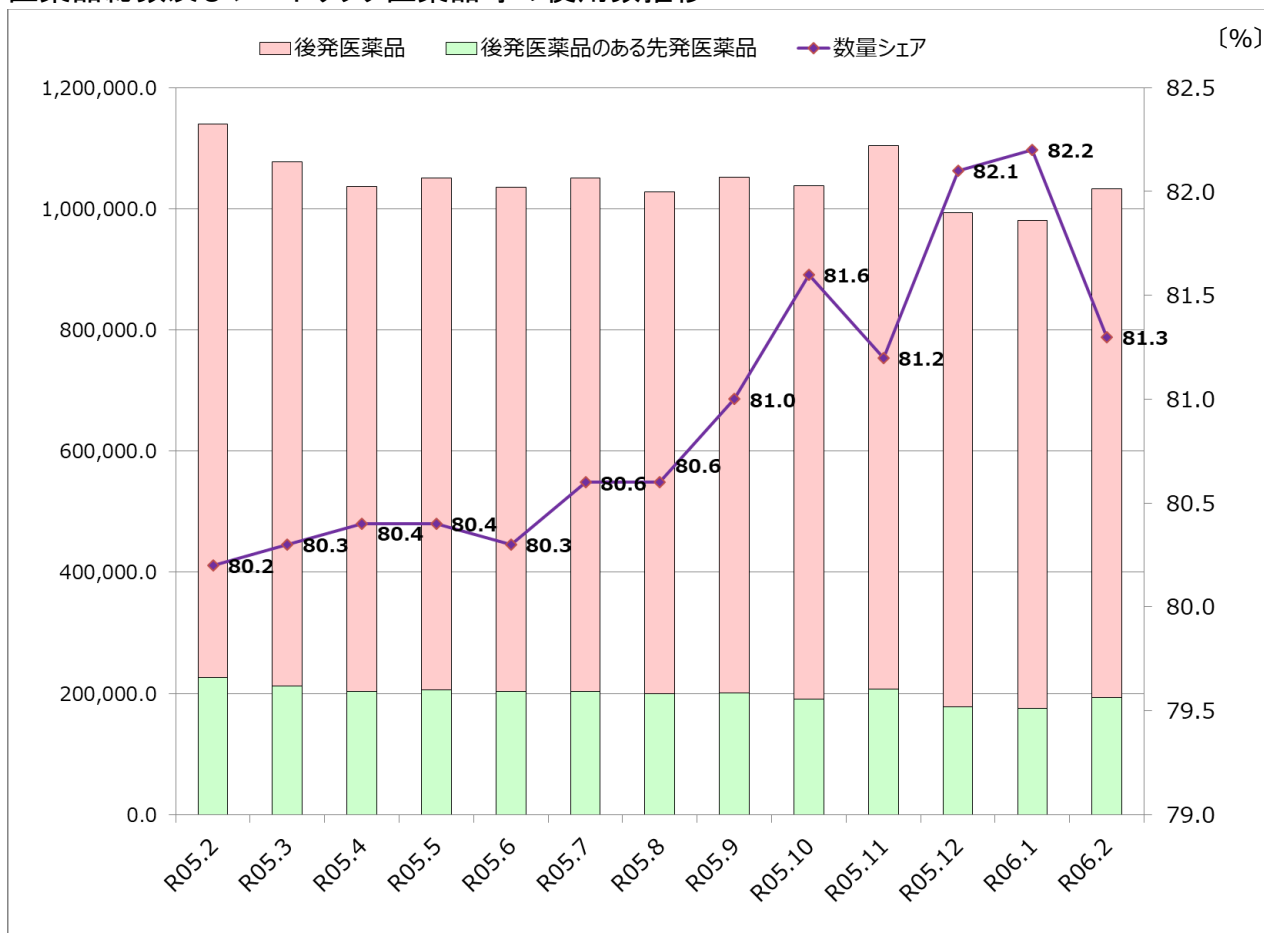
	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳
1	骨折	その他の神経系の疾患	腎不全	糖尿病	その他の悪性新生物＜腫瘍＞
2	関節症	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	糖尿病
3	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	腎不全	糖尿病	腎不全	その他の心疾患
4	その他の神経系の疾患	肺炎	貧血	その他の心疾患	腎不全
5	その他の精神及び行動の障害	気分（感情）障害（躁うつ病を含む）	脊椎障害（脊椎症を含む）	気管、気管支及び肺の悪性新生物＜腫瘍＞	その他の呼吸器系の疾患

13. ジェネリック医薬品の使用状況について

ジェネリック医薬品について、袖ヶ浦市国民健康保険での使用率は令和6年2月の調剤分では81.3%となった。使用率は増加傾向にある。



医薬品総数及びジェネリック医薬品等の使用数推移



ジェネリック医薬品は平成25年3月診療時点では使用率41.9%であったものが、令和6年2月診療時点では使用率81.3%と年々使用率が増加している。

14. 国民健康保険特別会計の予算決算について

歳入のうち、国民健康保険税は、後期高齢者医療制度への移行や社会保険の適用拡大に伴う、被保険者の減少に伴い減少が続いている。

一方で、歳出の大宗を占める保険給付費は、被保険者数の減少に伴い縮小が続いているものの一人当たりの医療費は増えているため、被保険者数の減少割合に対して縮小範囲は低い。

決算の状況

(単位：千円)

区分 \ 年度	令和4年度		令和5年度		
	決 算 額	構成比%	決 算 額	構成比%	対前年比率%
1.国民健康保険税	1,259,663	20.5	1,113,893	18.4	△ 11.6
2.使用料及び手数料	0	0.0	0	0.0	0.0
3.国庫支出金	0	0.0	225	0.0	皆増
4.県支出金	4,259,815	69.4	4,197,179	69.3	△ 1.5
5.財産収入	4	0.0	4	0.0	0.0
6.繰入金	526,485	8.6	685,091	11.3	30.1
7.繰越金	54,721	0.9	37,181	0.6	△ 32.1
8.諸収入	35,594	0.6	26,713	0.4	△ 25.0
歳入合計	6,136,281	100.0	6,060,286	100.0	△ 1.2
1.総務費	128,293	2.1	137,216	2.3	7.0
2.保険給付費	4,182,592	68.6	4,096,515	67.6	△ 2.1
3.国民健康保険事業費納付金	1,707,156	28.0	1,741,267	28.7	2.0
4.共同事業拠出金	1	0.0	0	0.0	△ 100.0
5.財政安定化基金拠出金	0	0.0	0	0.0	0.0
6.保健事業費	70,446	1.2	67,878	1.1	△ 3.6
7.基金積立金	5,477	0.1	3,724	0.1	△ 32.0
8.公債費	0	0.0	0	0.0	0.0
9.諸支出金	5,137	0.1	10,037	0.2	95.4
10.予備費	0	0.0	0	0.0	0.0
歳出合計	6,099,101	100.0	6,056,636	100.0	△ 0.7

予算の状況

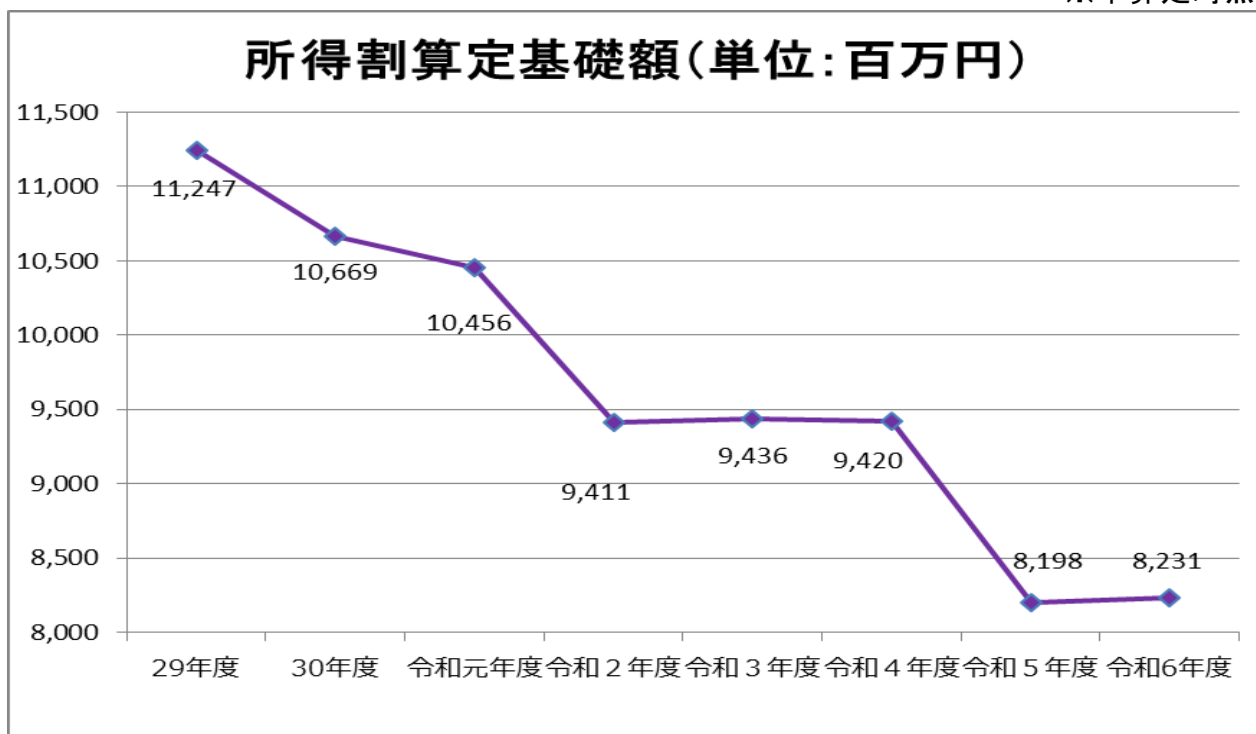
(単位：千円)

区分	年度	令和 5 年度		令和 6 年度		
		予算額	構成比%	予算額	構成比%	対前年比率%
1. 国民健康保険税		1,208,535	19.5	1,165,956	19.1	△ 3.5
2. 使用料及び手数料		1	0.0	1	0.0	0.0
3. 国庫支出金		1	0.0	1	0.0	0.0
4. 県支出金		4,310,729	69.5	4,288,730	70.2	△ 0.5
5. 財産収入		1	0.0	1	0.0	0.0
6. 繰入金		639,600	10.3	617,718	10.1	△ 3.4
7. 繰越金		15,000	0.2	10,000	0.2	△ 33.3
8. 諸収入		29,133	0.5	29,593	0.5	1.6
歳入合計		6,203,000	100.0	6,112,000	100.0	△ 1.5
1. 総務費		121,705	2.0	132,097	2.2	8.5
2. 保険給付費		4,237,686	68.3	4,212,531	68.9	△ 0.6
3. 国民健康保険事業費納付金		1,741,233	28.1	1,666,899	27.3	△ 4.3
4. 共同事業拠出金		3	0.0	0	0.0	皆減
5. 財政安定化基金拠出金		1	0.0	1	0.0	0.0
6. 保健事業費		84,754	1.4	83,354	1.4	△ 1.7
7. 基金積立金		1,501	0.0	1,001	0.0	△ 33.3
8. 公債費		1	0.0	1	0.0	0.0
9. 諸支出金		6,116	0.1	6,116	0.1	0.0
10. 予備費		10,000	0.2	10,000	0.2	0.0
歳出合計		6,203,000	100.0	6,112,000	100.0	△ 1.5

15. 被保険者に係る所得割算定基礎額の推移について

所得割算定基礎額は年々減少している。令和2年度から4年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した個人事業主に対する給付が収入となったことからほぼ横ばいとなっていたが、令和5年度は給付金の収入が無くなったことから最も低い額となった。

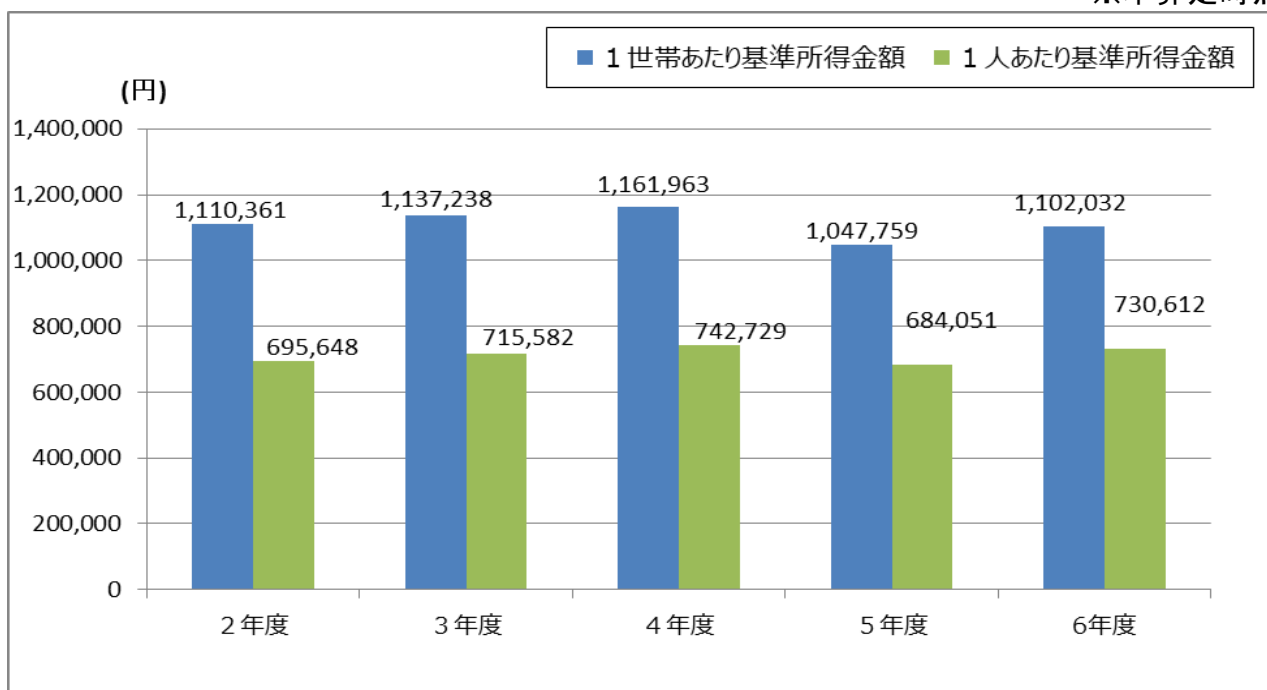
※本算定時点



16. 1世帯・1人当たりの基準所得額の推移について

近年横ばい状態であったが、令和6年度においては、1人当たりの基準所得額、1世帯当たりの基準所得額ともに過去8年間で最低となった令和5年度より増加している。

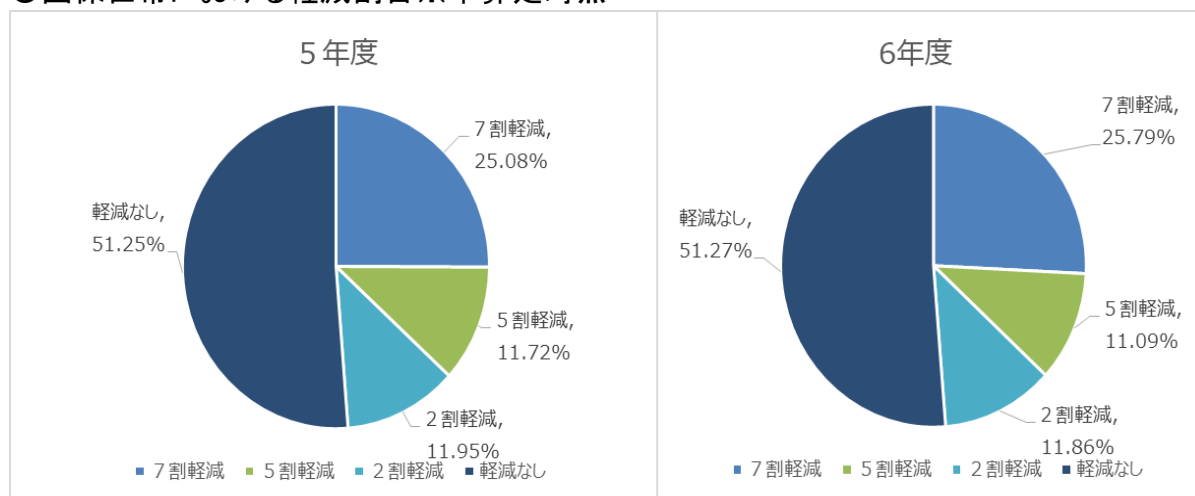
※本算定時点



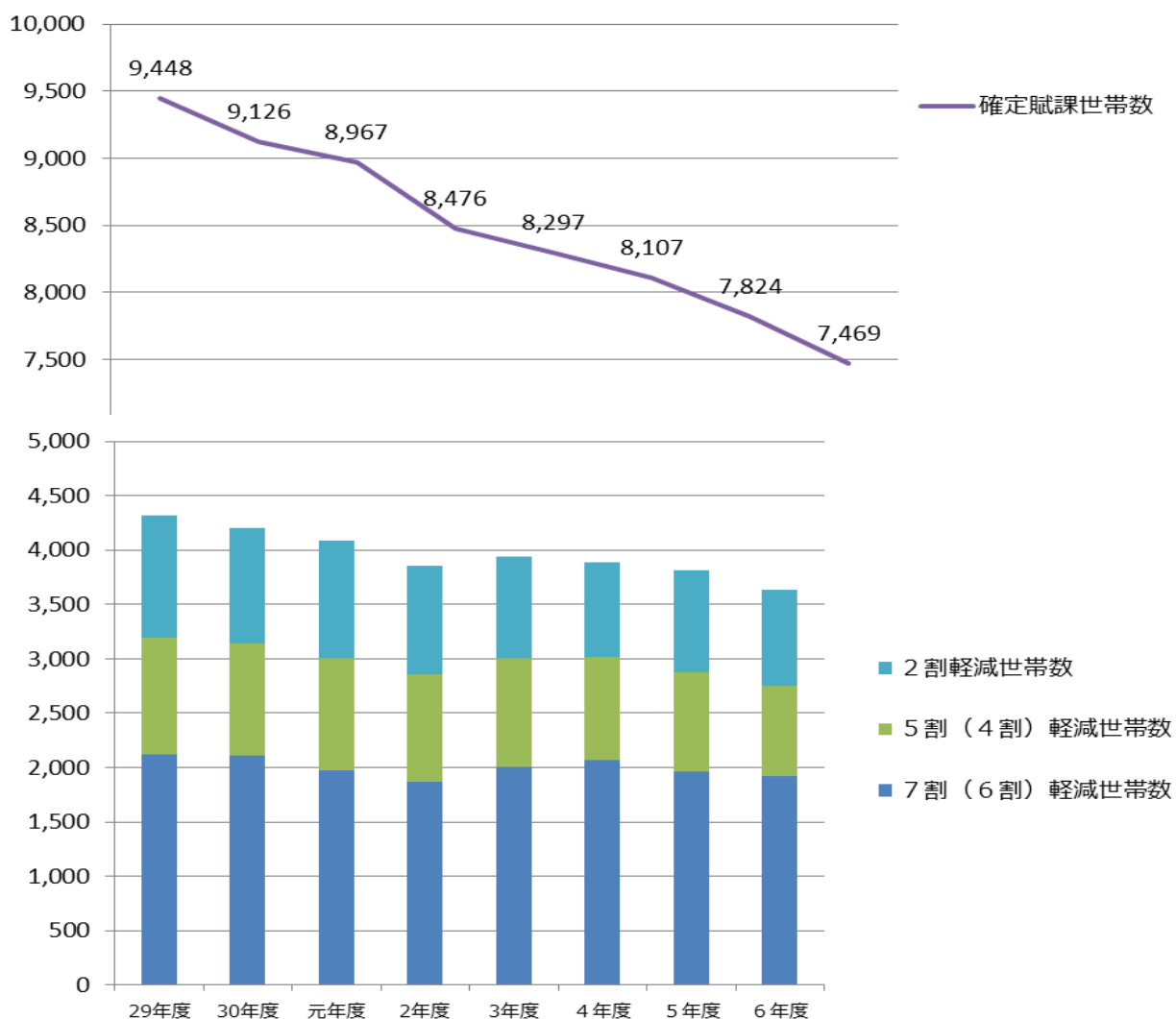
17. 国保世帯における軽減割合及び世帯数について

当初賦課時点で、7割、5割、2割の軽減措置を受けた軽減世帯は、令和5年度の48.75%から48.73%に減少する見込みである。

○国保世帯における軽減割合※本算定時点



確定賦課世帯数



18. 当初賦課時点における年度集計について

令和6年度は前年と比較し、賦課世帯数、賦課被保険者数、所得割算定基礎金額、基準所得すべて減少している。

軽減世帯数については、7割軽減世帯、5割軽減世帯、2割軽減世帯で減少している。

医療費分のみ(単位:円)

※本算定時点

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
医療 合 計	確定賦課世帯数	8,476	8,297	8,107	7,824	7,469
	確定賦課被保数	13,529	13,186	12,683	11,984	11,266
	所得割算定基礎金額	9,411,417,548	9,435,659,674	9,420,036,076	8,197,662,725	8,231,080,086
	対前年度比 (%)	90.0%	100.3%	99.8%	87.0%	100.4%
	1世帯あたり基準所得金額	1,110,361	1,137,238	1,161,963	1,047,759	1,102,032
	対前年度比 (%)	95.2%	102.4%	102.2%	90.2%	105.2%
	1人あたり基準所得金額	695,648	715,582	742,729	684,051	730,612
	対前年度比 (%)	95.5%	102.9%	103.8%	92.1%	106.8%
	7割(6割)軽減世帯数	1,870	2,562	2,065	1,962	1,926
	7割(6割)軽減被保数	2,379	2,009	2,640	2,489	2,404
	7割(6割)軽減額	60,503,100	66,254,300	70,117,600	66,204,700	71,763,000
	5割(4割)軽減世帯数	984	996	950	917	828
	5割(4割)軽減被保数	1,700	1,770	1,680	1,583	1,380
	5割(4割)軽減額	26,398,000	27,558,250	26,343,250	25,240,500	24,773,000
	2割軽減世帯数	1,005	932	868	935	886
	2割軽減被保数	1,873	1,712	1,548	1,629	1,529
	2割軽減額	11,115,800	10,482,300	9,887,900	10,363,300	10,941,600
	軽減総額	98,016,900	104,294,850	106,348,750	101,808,500	107,477,600

19. 国民健康保険税の改定状況について

国保事業の安定的な運営を図るため、最も基幹的な財源である国保税を適正に賦課し、収納していくことが重要となる。令和4年度及び6年度に税率改正を実施した。

単位（円）

年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
医療	所得割	6.40%	6.40%	6.90%	6.90%	7.50%
	資産割					
	均等割	18,000	18,000	18,000	18,000	20,000
	平等割	22,000	22,000	22,000	22,000	24,000
	限度額	630,000	630,000	650,000	650,000	650,000
後期支援	所得割	1.70%	1.70%	1.95%	1.95%	2.60%
	資産割					
	均等割	10,500	10,500	10,500	10,500	14,000
	平等割					
	限度額	190,000	190,000	200,000	220,000	240,000
介護	所得割	1.20%	1.20%	1.60%	1.60%	2.40%
	資産割					
	均等割	12,500	12,500	12,500	12,500	16,000
	平等割					
	限度額	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000

（改定の状況）

平成27年度 医療分、後期支援分、介護分の限度額の改定、軽減措置の拡充

平成28年度 医療分、後期支援分の限度額の改定、軽減措置の拡充

平成29年度 軽減措置の拡充

平成30年度 医療分資産割の廃止、限度額の改定、軽減措置の拡充

令和元年度 医療分限度額の改定、軽減措置の拡充、旧被扶養者の減免期間の見直し

令和2年度 医療分、介護分の限度額の改定、軽減措置の拡充

令和4年度 按分率の改定、未就学児軽減の導入

令和5年度 後期支援分課税限度額改定、軽減措置の拡充、産前産後軽減の導入

令和6年度 按分率の改定、均等割額の改定、平等割額の改定、後期支援分課税限度額改定、軽減措置の拡充

引用元

- ①人口統計資料（袖ヶ浦市役所 市民課）
年齢別被保険者数（袖ヶ浦市役所 保険年金課）
- ②所得区分別世帯数（袖ヶ浦市役所 保険年金課）
- ③事業年報（袖ヶ浦市役所 保険年金課）
- ④医療給付費確定データ（千葉県国民健康保険団体連合会）
- ⑤国民健康保険診療報酬等請求内訳書（千葉県国民健康保険団体連合会）
- ⑥事業年報（袖ヶ浦市役所 保険年金課）
- ⑦⑧疾病別医療費分類（大分類）（国保データベース（KDB））
- ⑩身体障害者手帳交付台帳（袖ヶ浦市役所 障がい者支援課）
- ⑨⑪⑫疾病別医療費分類（中分類）（国保データベース（KDB））
- ⑬保険者別医薬品利用実態データ（千葉県国民健康保険団体連合会）
- ⑭袖ヶ浦市予算書・決算書（袖ヶ浦市役所 財政課）
- ⑮⑯⑰⑱国民健康保険税賦課基礎資料（袖ヶ浦市役所 保険年金課）

袖ヶ浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第４８号）による健康保険等の被保険者証の廃止が、令和６年１２月２日に施行され、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）の一部が改正されることから、被保険者証について規定する国民健康保険条例について所要の改正を行うものです。

2 国民健康保険法の改正内容について

改正後	改正前
第１２７条 市町村は、条例で、第９条第１項若しくは第５項の規定による届出をせず、又は____は虚偽の届出をした____ ____者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。	第１２７条 市町村は、条例で、第９条第１項若しくは第９項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は同条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 国民健康保険条例改正案について

改正後	現 行
（罰則） 第１３条 市は、世帯主が法第９条第１項若しくは第５項の規定による届出をせず、又は____虚偽の届出をした場合____ ____においては、その者に対し、１００，０００円以下の過料を科する。	（罰則） 第１３条 市は、世帯主が法第９条第１項若しくは第９項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、１００，０００円以下の過料を科する。

4 被保険者証の取扱について

【１２月２日以前】

従来、被保険者証の更新時において、前年の保険税に未納がある被保険者に対しては短期被保険者証を、前々年の保険税に未納がある被保険者に対しては、被保険者資格証明書を交付していました。

上記の場合、本市国民健康保険条例第２９条の規定に従えば、被保険者資格証明書を交付するにあたっては、被保険者証の返還を求め、返還に応じない場合１０万円以下の過料を科することとなります。

しかし、被保険者資格証明書を交付する時においては、被保険者の手元に有る短期被保険者証の有効期限は切れていることから、実際に返還を求めることも過料を徴収する事案も発生しませんでした。

【12月2日以降】

被保険者証が廃止されるのに伴い、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者は、当該者からの求めに応じ、医療保険者等は、医療機関等を受診する際の資格確認のための「資格確認書」を交付することになります。

また、保険証の廃止に伴い、短期被保険者証は廃止されます。

長期にわたる滞納者に対する保険料の納付を促す取組としては、これまで行われてきた被保険者資格証明書の交付に代えて、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行います。

【条例に被保険者証の返還の規定を設けることについて】

特別療養費の支給対象者に対して、従来の取扱に準じ、資格確認書の返還を求める場合は、国民健康保険法から返還の規定が削除されている^{※1}ことから、地方自治法の規定により、条例に返還の規定を設ける必要があり、更に返還に応じない場合の罰則規定を設ける場合も同様です。

医療機関においては、マイナ保険証の有無に関わらず、（紙の保険証又は資格確認書のいずれかを提示された場合でも、）原則、全ての被保険者の資格確認をオンラインにより行うこととなっていますので、特別療養費の対象であるかは確認することができると考えます。

また、今現在、特別療養費の取扱の詳細についても決まっていないことから、現時点では返還規定を設けないこととしたいと思います。

※1 国の案では、返還請求は、国民健康保険法施行規則で規定するとしている。